

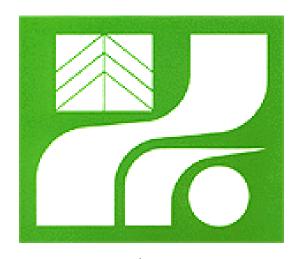


目次

- パート1
 - 栃木県の医療と介護の現状と将来
- パート2
 - 社会保障・税の一体改革
- /\u00e4—13
 - 医療計画見直しと在宅医療
- /\u00e4—\u00e44
 - 地域包括ケアシステム
- パート5
 - 在宅終末期ケア連携とICT

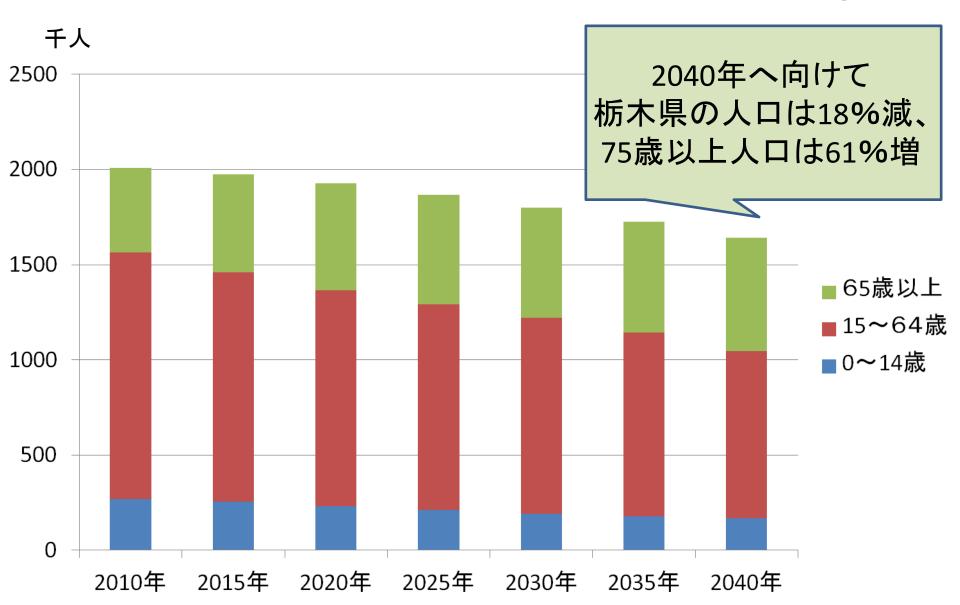


パート1 栃木県の医療と介護の 現状と将来



栃木県の2次医療圏データベースから見た将来像

栃木県~人口激減、高齢者激増~



1-1. 栃木二次医療圏の概要と特徴

栃木県の二次医療圏の特徴

①6医療圏で構成

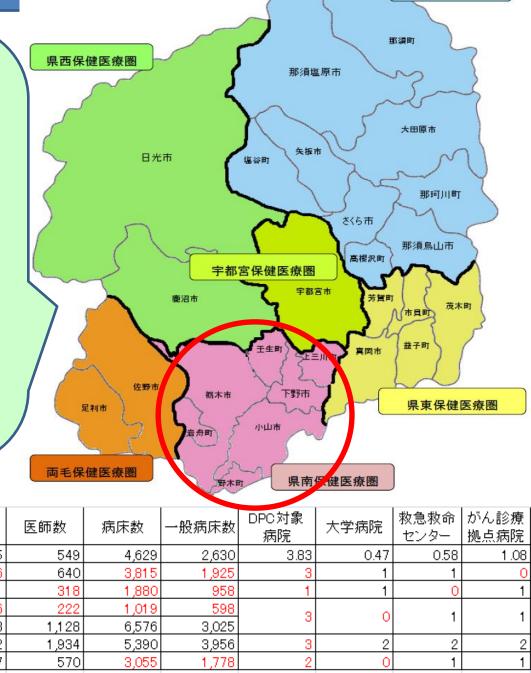
今期医療計画で宇都宮市が従来の 「県東・県央医療圏」から分離独立。

②県南への医療資源の集中

特定機能病院(自治・独協)が集中 病院勤務医の49%が集中 全国平均を全て上回るのは県南のみ

③他の医療圏での医療資源の不足

他の5医療圏は医療不足地域 (宇都宮市は全国の県庁所在地でワー スト2)



県北保健医療圏

二次医療圏名称	市町村概要	面積(k㎡)	人口(千人)	人口密度	医師数	病床数	一般病床数	DPC対象 病院	大学病院	救急救命 センター	がん診療 拠点病院
全国平均		1,061	365	345	549	4,629	2,630	3.83	0.47	0.58	1.08
県北	大田原	2,230	393	176	640	3,815	1,925	3	1	1	0
県西	日光	1,972	198	101	318	1,880	958	1	1	0	1
県東	真岡	564	149	266	222	1,019	598	0	0	1	1
宇都宮	宇都宮	417	511	1,228	1,128	6,576	3,025	٥	o .	l	l
県南	小山	692	478	692	1,934	5,390	3,956	3	2	2	2
両毛	足利	534	275	517	570	3,055	1,778	2	0	1	1
赤字: 全国平均を	下回る(面積のる	み 上回る) 医:	春 圏								

1-2. 地理情報・人口動態

表 9-1 地理情報・人口動態

出典

二次医療圏	人口	県内シェア	面積	県内シェア	人口密度	地域タイプ	高齢 化率	2010→40年 総人口 増減率	2010→40年 75歳以上 人口増減率
全国	128,057,352		372,903		343.4		23%	-16%	58%
栃木県	2,007,683	20位	6,408	20位	313.3		22%	-18%	61%
県北	393,065	20%	2,230	35%	176.3	地方都市型	22%	-18%	58%
県西	198,935	10%	1,972	31%	100.9	過疎型	25%	-29%	30%
県東	149,779	7%	564	9%	265.6	地方都市型	22%	-21%	46%
宇都宮	511,739	25%	417	7%	1,227.7	地方都市型	19%	-9%	99%
県南	478,386	24%	692	11%	691.7	地方都市型	21%	-16%	73%
両毛	275,779	14%	534	8%	516.5	地方都市型	25%	-28%	30%

<2010年人口>平成22年国勢調査人口等基本集計 総務省統計局 平成23年10月

< 面積>都道府県⋅市区町村別主要統計表 総務省統計局 平成22年

<2040年人口> ②地域別将来推計人口 国立社会保障·人口問題研究所 平成25年3月

人口の49%が宇都宮と県南部に集中

過疎地域(人口密度200人/km未満かつ人口30万人未満)に該当するのは県西医療圏のみ。

<u>2010年→2040年にかけての75歳以上人口増加率が50%を超える</u> のは3地域。(<u>宇都宮・県南・県北)</u>

4-1. 医療需要・介護需要の将来予測(1)

表 9-14 ~64歳人口、75歳以上人口の推計

		~64歳人口		2010年を100とした ~64歳人口			-	75歳以上人口		2010年を100とした 75歳以上人口		
二次医療圏	2020	2030	2040	2020	2030	2040	2020	2030	2040	2020	2030	2040
全国	88,023,301	79,833,026	69,345,059	89	81	70	18,778,797	22,774,034	22,232,154	133	162	158
栃木県	1,366,436	1,221,647	1,046,895	87	78	67	271,480	351,790	346,950	126	163	161
県北	263,669	233,801	201,091	86	76	66	53,771	71,331	71,512	119	157	158
県西	119,752	102,276	84,170	80	69	57	29,091	35,249	33,907	112	135	130
県東	99,271	87,632	76,148	85	75	65	19,411	26,361	26,007	109	148	146
宇都宮	375,854	348,001	303,943	91	84	74	65,963	87,393	89,447	146	194	199
県南	335,324	300,779	258,879	89	80	68	62,802	83,202	82,113	132	175	173
両毛	172,566	149,158	122,664	83	72	59	40,442	48,254	43,964	120	143	130
	亚成22年国塾	□ 本人□ 年其末	集計 総務省統	나무 교대	23年10日	=						

出典

75歳以上人口 の増加率 (2010年対比) 宇都宮 99%增加 県南 73%增加 県北 58%増加

平成22年国勢調査人口等基本集計 総務省統計局 平成23年10月

日本の地域別将来推計人口 国立社会保障・人口問題研究所 平成25年3月

医療・介護の需要予 測(2010年対比)

総医療需要

宇都宮:25%増加

県南:13%増加

県北:10%増加

総介護需要予測

(2010年対比)

宇都宮:87%増加

県南:63%増加

県北:51%増加

2010年→40年の医療・介護の需要予測 表 9-15

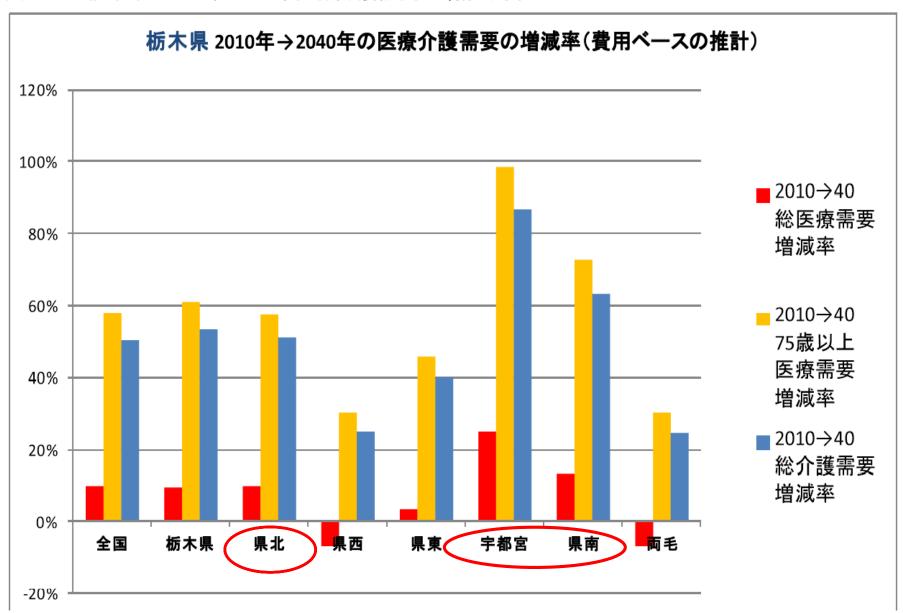
			2010→40									
二次医療圏	地域タイプ	総医療需要 増減率	64歳以下 医療需要 増減率	75歳以上 医療需要 増減率	総介護需要 増減率							
全国		10%	-30%	58%	50%							
栃木県		9%	-33%	61%	53%							
県北	地方都市型	1 0%	-34%	58%	51%							
県西	過疎型	-7%	-43%	30%	25%							
県東	地方都市型	3%	-35%	46%	40%							
宇都宮	地方都市型	25%	-26%	99%	87%							
県南	地方都市型	13%	-32%	73%	63%							
両毛	地方都市型	-7%	-41%	30%	25%							

平成22年国勢調査人口等基本集計 総務省統計局 平成23年10月 日本の地域別将来推計人口 国立社会保障・人口問題研究所 平成25年3月 平成23年度 介護給付費実態調査報告 厚生労働省 平成22年度 国民医療費 厚生労働省

※ここでの医療需要と介護需要の予測は費用べ一スに年齢層別の人口増加を加味したものであり、人々の医療受療 率、介護サービス受給率が2010年時点と変わらないことを前提に算出している。

4-2. 医療需要・介護需要の将来予測(2)

図 9-2 栃木県 2010 年→40 年医療介護需要の増減予測



2-1. 医療提供体制の現状(1)病院・診療所の施設数及び総病床数

病院数は全医療圏で全国平均を 下回る。

<u>診療所数では宇都宮のみが全国</u> <u>平均を上回り、5医療圏は全国平</u> 均以下。

病院総病床数では宇都宮が全国平均を僅かに上回り、5医療圏は全国平均以下。県東は偏差値38と最少。

表 9-3 病院総病床数、診療所病床数

表	9-2	病院数、	診療所施設数

二次医療圏	病院数	県内 シェア	人口 10万 当り	偏差値 *全国は 標準偏差	診療所 施設数	県内 シェア	人口 10万 当り	偏差値 *全国は 標準偏差
全国	8,605		6.7	(4.0)	99,547		78	(19.4)
栃木県	109	1.3%	5.4	47	1,411	1.4%	70	46
県北	21	19%	5.3	47	215	15%	55	38
県西	12	11%	6.0	48	112	8%	56	39
県東	5	5%	3.3	41	98	7%	65	44
宇都宮	31	28%	6.1	48	433	31%	85	54
県南	23	21%	4.8	45	342	24%	71	47
両毛	17	16%	6.2	49	211	15%	77	49

出 典 届出受理医療機関名簿 地方厚生局 平成24年11月 平成23年医療施設調査 厚生労働省 平成23年10月

二次医療圏	病院 総病床数	県内 シェア	人口 10万 当り	偏差値 *全国は 標準偏差	診療所病床数	県内 シェア	人口 10万 当り	偏差値 *全国は 標準偏差
全国	1,571,473		1,228	(474)	126,031		98	(106)
栃木県	21,735	1.4%	1,083	47	2,037	1.6%	101	50
県北	3,815	18%	971	45	318	16%	81	48
県西	1,880	9%	945	44	284	14%	143	54
県東	1,019	5%	680	38	107	5%	71	47
宇都宮	6,576	30%	1,285	51	638	31%	125	52
県南	5,390	25%	1,127	48	480	24%	100	50
両毛	3,055	14%	1,108	47	210	10%	76	48
			# UL.E		Ends at the		- /	

届出受理医療機関名簿 地方厚生局 平成24年11月 届出受理医療機関名簿 地方厚生局 平成24年11月

栃木県

赤文字→3千件以上 **黒文字**→2-3千件 青文字→1-2千件

全身麻酔の42%を県 南医療圏で実施。 県西・県東は隣接医 療圏に流出。

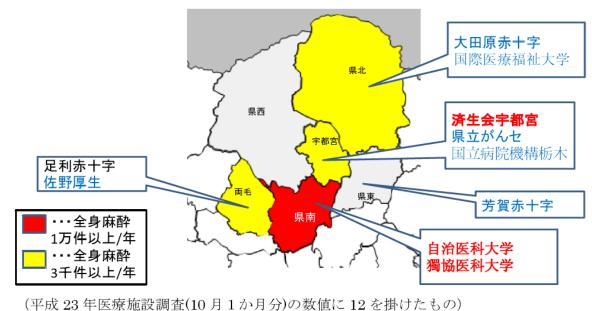


表	9-6	救命救急セン	⁄ター数、	がん診療拠点病院数、	全身麻酔件数

二次医療圏	救急救命 センター	県内 シェア	人口 100万 当り	偏差値 *全国は 標準偏差	がん診療 拠点病院	県内 シェア	人口 100万 当り	偏差値 *全国は 標準偏差	全身麻酔 件数	県内 シェア	人口 10万 当り	偏差値 *全国は 標準偏差
全国	204		1.59	(2.22)	377		2.95	(3.5)	2,577,228		2,013	(947)
栃木県	5	2.5%	2.5	54	5	1.3%	2.5	49	37,488	1.5%	1,867	48
県北	1	20%	2.5	54	0	Ο%	0	42	4,572	12%	1,163	41
県西	0	Ο%	0	43	1	20%	5.0	56	1,776	5%	893	38
県東	0	Ο%	0	43	0	Ο%	0	42	1,308	3%	873	38
宇都宮	1	20%	2.0	52	1	20%	2.0	47	9,408	25%	1,838	48
県南	2	40%	4.2	62	2	40%	4.2	53	15,744	42%	3,291	63
両毛	1	20%	3.6	59	1	20%	3.6	52	4,680	12%	1,697	47
出 典 平成24年10月 救急医学会					平成22年10. 研究センター				平成23年医療施設調查 厚生労働省 平成23年10月			

2-4. 医療提供体制の現状(4)医師数及び看護師数

表 9-7 医師数 (総数、病院勤務医数、診療所医師数)

49%の病院勤務医が県南に集中

偏差値

*全国は

標準偏差

(31)

人口

10万

当り

95

二次医療圏	総医師数	県内 シェア	人口 10万 当り	偏差値 *全国は 標準偏差	病院勤務 医数	県内 シェア		偏差値 *全国は 標準偏差	診療所 医師数	県内 シェア
全国	321,268		251	(87)	199,499		156	(63)	121,769	
栃木県	4,812	1.5%	240	49	3,098	1.6%	154	50	1,713	1.4%
県北	640	13%	163	40	370	12%	94	40	270	16%
県西	318	7%	160	40	190	6%	96	40	127	7%
県東	222	5%	148	38	91	3%	61	35	131	8%
宇都宮	1,128	23%	220	47	589	19%	115	44	539	31%
県南	1,934	40%	404	68	1,518	49%	317	76	415	24%
両毛	570	12%	207	45	339	11%	123	45	004	4.40/
								ls.	= 2006の€	

1,713 1.4% 85 47
270 16% 69 41
127 7% 64 40
131 8% 88 48
539 31% 105 53
415 24% 87 47
30%の看護師が県南に集中

病院勤務医数と診療所医師数の合計

出典

平成23年病院報告 厚生労働省 平成23年10月

表 9-8 看護師数(総数、病院看護師数、診療所看護師数)

二次医療圏	総看護師 数	県内 シェア	人口 10万 当り	偏差値 *全国は 標準偏差	病院 看護師数	県内 シェア	人口 10万 当り	偏差値 *全国は 標準偏差	診療所 看護師数	県内シェア	人口 10万 当り	偏差値 *全国は 標準偏差	
全国	1,039,059		812	(270)	858,317		671	(227)	180,742		141	(71)	
栃木県	14,659	1.4%	730	47	11,714	1.4%	583	46	2,945	1.6%	147	51	
県北	2,218	15%	564	41	1,844	16%	469	41	375	13%	95	43	
県西	1,292	9%	649	44	993	8%	499	42	299	10%	150	51	
県東	809	6%	540	40	519	4%	347	36	290	10%	194	57	
宇都宮	3,924	27%	767	48	3,203	27%	626	48	722	25%	141	50	
県南	4,379	30%	915	54	3,526	30%	737	53	853	29%	178	55	
両毛	2,037	14%	738	47	1,630	14%	591	46	407	14%	147	51	
出典	病院看護師数	所看護師数	めの合計	平成23年病院報告 厚生労働省 平成23年10月				平成23年医療施設調査 厚生労働省 平成23年10月					

ここでの「看護師」は「看護師」+「准看護師」

2-5. 医療提供体制の現状(5)療法士と回復期病床数

表 9-9 療法士数と回復期病床数

二次医療圏	総療法士 数	県内 シェア	人口 10万 当り	偏差値 *全国は 標準偏差	回復期病床数	県内 シェア	人口 10万 当り	偏差値 *全国は 標準偏差
全国	95,471		74.6	(41)	63,959		49.9	(44)
栃木県	1,074	1.1%	54	45	843	1.3%	42	48
県北	254	24%	65	48	219	26%	56	51
県西	79	7%	40	41	0	0%	0	39
県東	27	2%	18	36	0	Ο%	0	39
宇都宮	277	26%	54	45	239	28%	47	49
県南	324	30%	68	48	285	34%	60	52
両毛	114	11%	41	42	100	12%	36	47
出 典	平成23年病 平成23年10		厚生労働行	旨	平成25年3月全国回復期リハ病棟連絡協議会			

全ての医療圏で療法士数は全国平均を下回る。 回復期病床数で全国平均を上回るのは県北と県南 のみで、県西・県東では未整備。

2-6. 医療提供体制の現状(6)診療所施設数と在宅医療施設

表 9-4 診療所施設数(全体、無床、有床)

二次医療圏	診療所 施設数 (再掲)	県内 シェア	人口 10万 当り	偏差値 *全国は 標準偏差	無床診療所施設数	県内 シェア	人口 10万 当り	偏差値 *全国は 標準偏差	有床診療所施設数	県内 シェア	人口 10万 当り	偏差値 *全国は 標準偏差
全国	99,547		78	(19.4)	89,613		70	(18.9)	9,934		7.76	(6.9)
栃木県	1,411	1.4%	70	46	1,247	1.4%	62	46	164	1.7%	8.2	51
県北	215	15%	55	38	188	15%	48	38	27	16%	6.9	49
県西	112	8%	56	39	93	7%	47	38	19	12%	9.6	53
県東	98	7%	65	44	87	7%	58	44	11	7%	7.3	49
宇都宮	433	31%	85	54	383	31%	75	53	50	30%	9.8	53
県南	342	24%	71	47	309	25%	65	47	33	20%	6.9	49
両毛	211	15%	77	49	187	15%	68	49	24	15%	8.7	51
	平成23年医	春施設訓	国杏 厚牛·	労働省	平成23年医療	春施 設計	本 厚生	労働省				

平成23年10月

平成24年11月

訪問看護ST は全医療圏 で平均以下。

働省 平成24年12月

宇都宮に県内の30%の 診療所が集中。

表 9·10 在宅医療施設(在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院、訪問看護ステーション)

平成23年10月

在宅療養支援診療所は、 33施設 (7.6%)に留 まる。

	,												
)	二次医療圏	在宅療養 支援診療 所	県内 シェア	75歳以上 1万人 当り	偏差値 *全国は 標準偏差	在宅療養支援病院	県内 シェア	75歳以上 1万人 当り	偏差値 *全国は 標準偏差	訪問看護 ステーショ ン	県内 シェア	75歳以上 1万人 当り	偏差値 *全国は 標準偏差
	全国	14,058		10.0	(5.4)	779		0.55	(0.6)	6,814		4.84	(1.5)
l	栃木県	148	1.1%	6.9	44	6	0.8%	0.3	46	54	0.8%	2.5	35
l	県北	31	21%	6.8	44	1	17%	0.2	45	10	19%	2.2	33
	県西	5	3%	1.9	35	1	17%	0.4	47	2	4%	0.8	23
J	県東	8	5%	4.5	40	0	0%	0	41	3	6%	1.7	29
/	宇都宮	33	22%	7.3	45	2	33%	0.4	48	14	26%	3.1	39
į	県南	53	36%	11.1	52	1	17%	0.2	45	16	30%	3.4	40
i	両毛	18	12%	5.3	41	1	17%	0.3	46	9	17%	2.7	36
-		届出受理医療機関名簿 地方厚生局					寮機関 4	名簿 地方厚	生局	介護サービス	ス情報な	え表システム	、厚生労

平成24年11月

3-1. 介護提供体制の現状(1)総高齢者ベッド数、介護保険施設ベッド数

表 9-11 総高齢者ベッド数、介護保険施設ベッド数、総高齢者住宅数

		_										
二次医療圏	総高齢者ベッド数	全国 シェア 県内 シェア	75歳以上 1,000人 当り	偏差値 *全国は 標準偏差	介護保険 施設 ベッド数	全国 シェア 県内 シェア	75歳以上 1,000人 当り	偏差値 *全国は 標準偏差	総高齢者 住宅数	全国 シェア 県内 シェア	75歳以上 1,000人 当り	偏差値 *全国は 標準偏差
全国	1,696,557		121	(23.2)	936,747		67	(12.5)	759,810		54	(20.5)
栃木県	20,824	1.2%	97	40	13,616	1.5%	63	47	7,208	0.9%	33	40
県北	4,127	20%	91	37	2,848	21%	63	47	1,279	18%	28	37
県西	2,296	11%	88	36	1,588	12%	61	45	708	10%	27	37
県東	1,354	7%	76	31	1,088	8%	61	45	266	4%	15	31
宇都宮	5,001	24%	111	46	3,056	22%	68	51	1,945	27%	43	45
県南	4,397	21%	92	38	3,119	23%	66	49	1,278	18%	27	37
両毛	3,649	18%	108	45	1,917	14%	57	42	1,732	24%	51	49

宇都宮のベッド数が最も多いが、全国平均以下。4医療圏では偏差値40未満。

|月データ) | 特別養護老 養療養病床数

田村プランニング(平成25年1月データ) 有料老人ホーム、グループホーム、高齢 者住宅、その他の合計 養はほぼ充足

県全体で老健・特

表 9-12 老人保健施設 (老健) 収容数、特別養護老人ホーム (特養) 収容数、介護療養病床数

二次医療圏	老人保健 施設(老健) 収容数	全国 シェア 県内 シェア	75歳以上 1,000人 当り	偏差値 *全国は 標準偏差	特別養護 老人ホーム (特養) 収容数	全国 シェア 県内 シェア	75歳以上 1,000人 当り	偏差値 *全国は 標準偏差	介護療養 病床数	全国 シェア 県内 シェア	75歳以上 1,000人 当り	偏差値 *全国は 標準偏差
全国	350,538		25	(5.8)	501,495		36	(10.0)	84,714		6.0	(5.3)
栃木県	5,426	1.5%	25	50	7,562	1.5%	35	49	628	0.7%	2.9	44
県北	1,164	21%	26	51	1,556	21%	34	49	128	20%	2.8	44
県西	634	12%	24	49	864	11%	33	47	90	14%	3.5	45
県東	520	10%	29	57	568	8%	32	46	0	0%	0	39
宇都宮	1,038	19%	23	47	1,616	21%	36	50	402	64%	8.9	55
県南	1,344	25%	28	56	1,767	23%	37	52	8	1%	0.2	39
両毛	726	13%	22	44	1,191	16%	35	50	0	0%	0	39
出 典	田村プランニング(平成25年1月データ)				田村プランニング(平成25年1月データ)			■田村プランニング(平成25年1月データ)				

3-1. 介護提供体制の現状(2)有老ホーム・グループホーム・高齢者住宅

表 9-13 有料老人ホーム、グループホーム、高齢者住宅

二次医療圏	有料老人ホーム	全国 シェア 県内 シェア	75歳以上 1,000人 当り	偏差値 *全国は 標準偏差	グループ ホーム	全国 シェア 県内 シェア	75歳以上 1,000人 当り	偏差値 *全国は 標準偏差	高齢者 住宅	全国 シェア 県内 シェア	75歳以上 1,000人 当り	偏差値 *全国は 標準偏差
全国	313,116		22.3	(16.7)	171,021		12.2	(5.9)	88,421		6.3	(4.0)
栃木県	1,749	0.6%	8.1	42	1,847	1.1%	8.6	44	1,373	1.6%	6.4	50
県北	224	13%	4.9	40	459	25%	10.1	47	249	18%	5.5	48
県西	105	6%	4.0	39	195	11%	7.5	42	94	7%	3.6	43
県東	30	2%	1.7	38	117	6%	6.6	41	19	1%	1.1	37
宇都宮	473	27%	10.5	43	302	16%	6.7	41	391	28%	8.7	56
県南	281	16%	5.9	40	441	24%	9.3	45	275	20%	5.8	49
両毛	636	36%	18.9	48	333	18%	9.9	46	345	25%	10.2	60
出 典 田村プランニング(平成25年1月データ)			田村プランニング(平成25年1月データ)				田村プランニング(平成25年1月データ)					

高齢者住宅は宇都宮・両毛のみ 充足しているが、他は全国平均を 下回る。特に県西・県東は少ない さが目立つ。

栃木の医療と介護の現状まとめ

- ~各医療圏の地域特性を踏まえよう~
- ・ 75歳以上人口が激増
 - 宇都宮、県南、県北の 3医療圏
- 医療資源
 - 県南への集中が目立つ
- 介護資源
 - 全ての医療圏で老健・特養 は全国平均
 - 高齢者住宅は宇都宮、両毛のみで充足、県西、県東で不足

- ・ 総医療需要の増加
 - 宇都宮25%増
 - 県南13%増
 - 県北10%増
- ・ 総介護需要の増加
 - 宇都宮87%増
 - 県南63%増
 - 県北51%増

パート2 社会保障・税の一体改革



2025年へ向けて、医療・介護のグランドデザインの議論 社会保障制度改革国民会議(会長 清家慶応義塾大学学長) で始まった(2012年11月30日)

社会保障制度改革国民会議最終報告書(2013年8月6日)



最終報告が清家会長から安倍首相に手渡し

社会保障制度改革国民会議改革案

	改革案		法案提出メド
	70~74歳の自己負担2割に上げ		2014年度以降段階実施
	高額療養費の負担上限上げ	2014年度にも実施	
医療	医療提供体制見直し		2014年通常国会に法案
	大企業健保の負担増		15年通常国会に法案
	国保の都道府県移管 高所得者の保険料上げ		2017年度までに実施
介護	軽度者へのサービスを市町村に 高齢者対象に自己負担上げ 特養の軽度者の入所制限		2014年通常国会に法案
F A 16 7 11.	年金支給開始年齢の引き上げ		中長期で検討
年金·少子化 対策	待機児童対策		2014年度まで
		日経新聞記	3事より(2013年8月22日)

社会保障・税一体改革(8月10日)

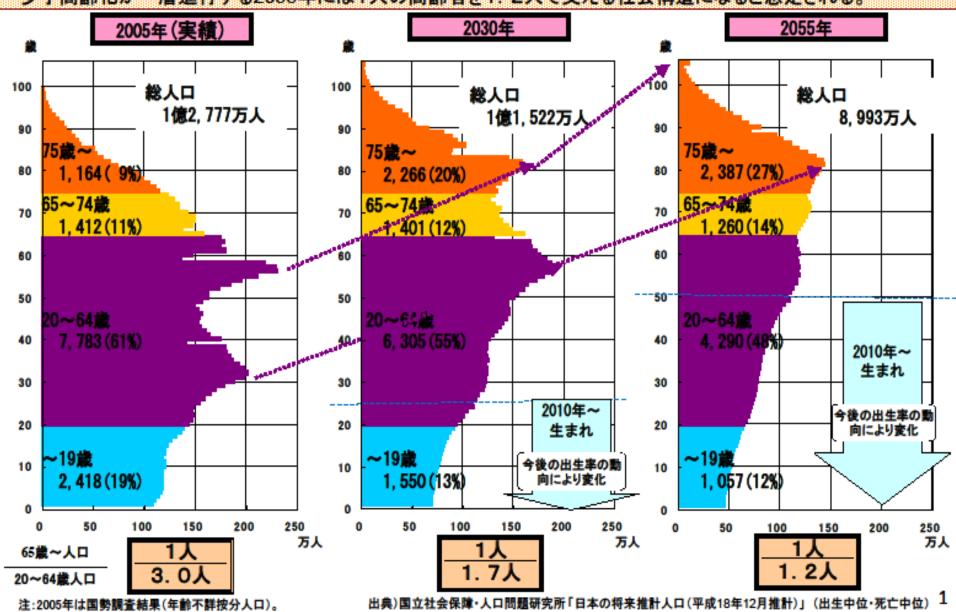
- 8月10日に社会保障と税の一体改革関連法案が参院本会議で賛成多数で可決さた。
- 現在5%の消費税率を14年 4月に8%、15年10月に10 %に引き上げることなどを 盛り込んだ。
- その背景は・・・ 団塊世代の高齢化と、激増 する社会保障給付費問題



2012年8月10日、参議院を通過

人口ピラミッドの変化(2005, 2030, 2055)- 平成18年中位推計 -

○ 我が国の人口構造の変化を見ると、現在1人の高齢者を3人で支えている社会構造になっており、 少子高齢化が一層進行する2055年には1人の高齢者を1.2人で支える社会構造になると想定される。



都道府県別高齢者人口(65歳以上)の増加数 (2005年 → 2025年)

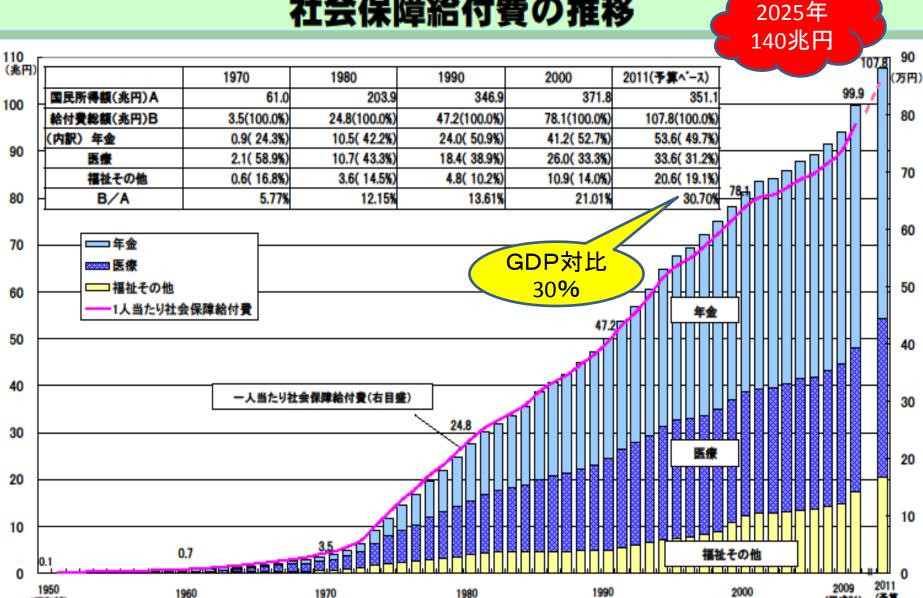


■2005年

出典:国勢調査(平成17年)

国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口(平成19年5月推計)」

社会保障給付費の推移



(昭和55)

(平成2)

(予算

(平成21)

(平成12)

資料:国立社会保障・人口問題研究所「平成21年度社会保障給付費」、2011年度(予算ベース)は厚生労働省推計、 2011年度の国民所得額は平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成23年1月24日闡議決定)

(昭和45)

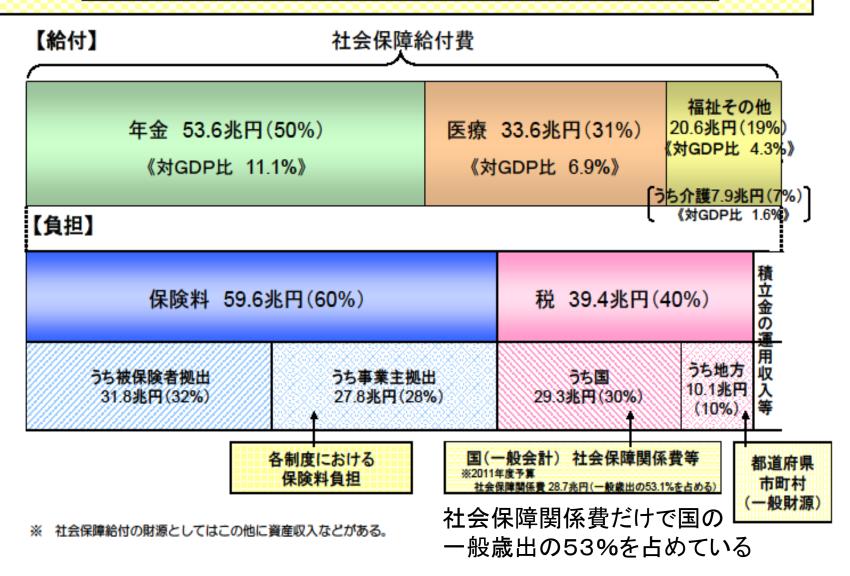
(昭和25)

(昭和35)

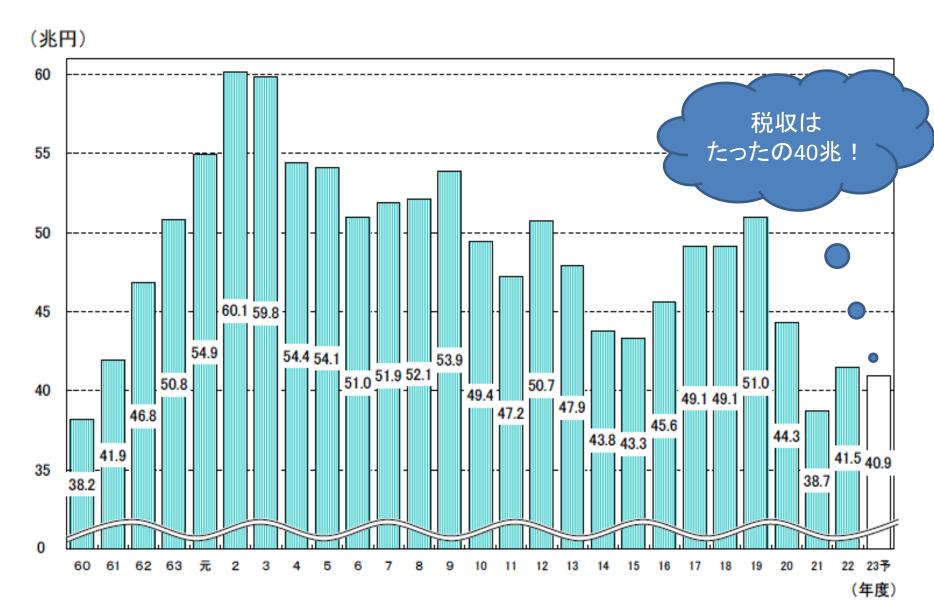
(注)図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000及び2008並びに2011年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

社会保障の給付と負担の現状(2011年度予算ベース)

<u>社会保障給付費(※) 2011年度(予算ベース) 107.8兆円 (対GDP比 22.3%)</u>



一般会計税収の推移



消費稅来年4月8%

医療・介護の機能強化

徹底した効率化だ・

来月1日表明

社会保障・税の一体改革

医療・介護サービス提供体制の見直し

【子ども・子育て】

潜在的な保育ニースにも対応した 保育所待機児童の解消

平成22(2010)年 平成26(2014)年 ○平日昼間の保育サービス(認可保育所等) 241万人 215万人

(75万人(23%)) (102万人(35%)) (3歳未満児の保育サービス利用率) ※平成29年(2017年)には118万人(44%) 79万人 ○延長等の保育サービス 96万人

O認定こども関 358か所(2009年) 2000か所以上

〇放課後児童クラブ 81万人 111万人

29万人分

地域の子青で力の肉上

○地域子育て支援拠点事業

49万人分

7100か所 ⇒ 10000か所

平成26(2014)年

11

平成22(2010)年

(市町村単独分含む) 〇ファミリー・サポート・センター事業 637市町村 ⇒ 950市町村

〇一時預かり事業 延べ348万人(2008年)⇒ 延べ3952万人

【医療・介護】

訪問看護(1日あたり)

2011 左 由

2025年 産

		2011 =	<u> </u>	<mark>2025年度</mark>
【医療】		病床数、平均在院日数	107万床、19~20日程度	【高度急性期】 22万床 15~16日程度
			一般病床	【一般急性期】 46万床9日程度 機能分化し
			107万床	【亜急性期等】 35万床 60日程度 て103万床
		医師数	29万人	32~34万人
		看護職員数	141万	195~205万人
		在宅医療等(1日あたり)	17万人分	29万人分
	【介護】	利用者数	426万人	641万人(1.5倍) ・ 介護予防・重度化予防により全体として3%減 ・ 入院の減少(介護への移行):14万人増
		在宅介護 うち小規模多機能 うち定期巡回・随時対応型サービス	304万人分 5万人分 一	449万人分(1.5倍) 40万人分(8.1倍) 15万人分(-) 居住系施
		居住系サービス 特定施設 グループホーム	31万人分 15万人分 16万人分	61万人分(2.0倍) 24万人分(1.6倍) 37万人分(2.3倍)
		介護施設 特養 老健(+介護療養)	92万人分 48万人分(うちユニット12万人(26%)) 44万人分(うちユニット2万人(4%))	131万人分(1.4倍) 72万人分(1.5倍) (うちユニット51万人分(70%) 59万人分(1.3倍) (うちユニット29万人分(50%)
		介護職員	140万人	232万人から244万人
		#1 ## ## ## 4 1 . 1 . 4 . 1		- · · ·

「施設」から「地域」へ・「医療」から「介護」へ

社会保障・税一体改革素案が目指す医療・介護機能再編(将来像)

○ 患者ニーズに応じた病院・病床機能の役割分担や、医療機関間、医療と介護の間の連携強化を通じて、より効果的・効率的な医療・介護サービス 提供体制を構築。

【2011(H23)年】

一般病床 (107万床)

療養病床 (23万床)

介護療養病床

介護施設 (92万人分)

居住系サービス (31万人分)

在宅サービス

【取組の方向性】

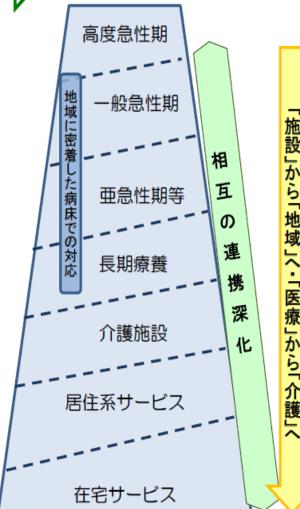
- 〇入院医療の機能分化・強化と連携
 - ・急性期への医療資源集中投入
 - ・亜急性期、慢性期医療の機能強化
- ○地域包括ケア体制の整備
 - 在宅医療の充実
 - 看取りを含め在宅医療を担う診療所等 の機能強化
 - 訪問看護等の計画的整備
 - ・在宅介護の充実
 - ・居住系サービスの充実・施設ユニット化
 - ケアマネジメント機能の強化

2012年以降、診療報酬・介護報酬の体系 的見直し

基盤整備のための一括的法整備(2012年 目途法案化)

【患者・利用者の方々】

- 病気になっても、職場や地域生活へ早期復帰
- 医療や介護が必要になっても、住み慣れた地 域での暮らしを継続



【2025(H37)年】

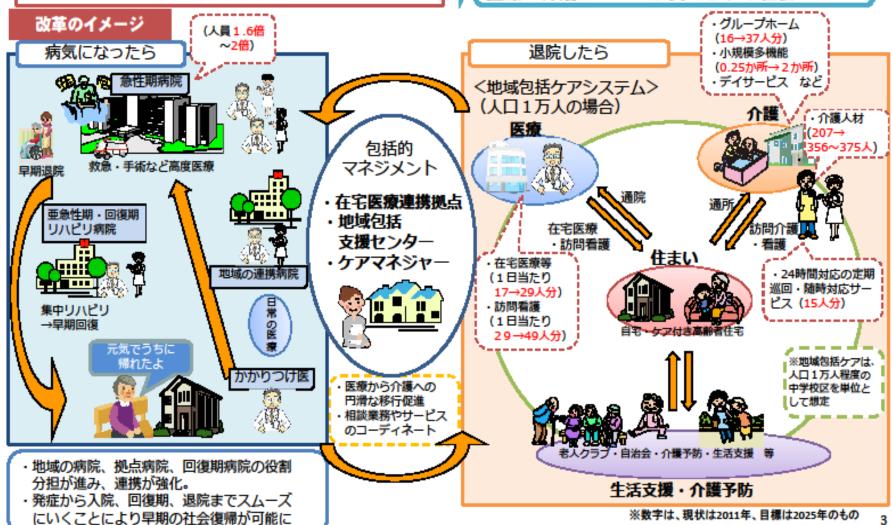
医療・介護の基盤整備・再編のための集中的・計画的な投資

改革の方向性 2

医療・介護サービス保障の強化

- **高度急性期への医療資源集中投入などの入院医療強化**
- 在宅医療の充実、地域包括ケアシステムの構築

どこに住んでいても、その人にとって適切な 医療・介護サービスが受けられる社会へ



2012年は地域包括ケア元年

パート3 医療計画の見直しと在宅医療



医療計画とは医療提供体制の基本計画

診療報酬における社会保障改革の実現に向けたスケジュール(粗いイメージ)

2012年 2014年 2016年 2018年 2020年 2022年 2024年 2025年

医

療

介

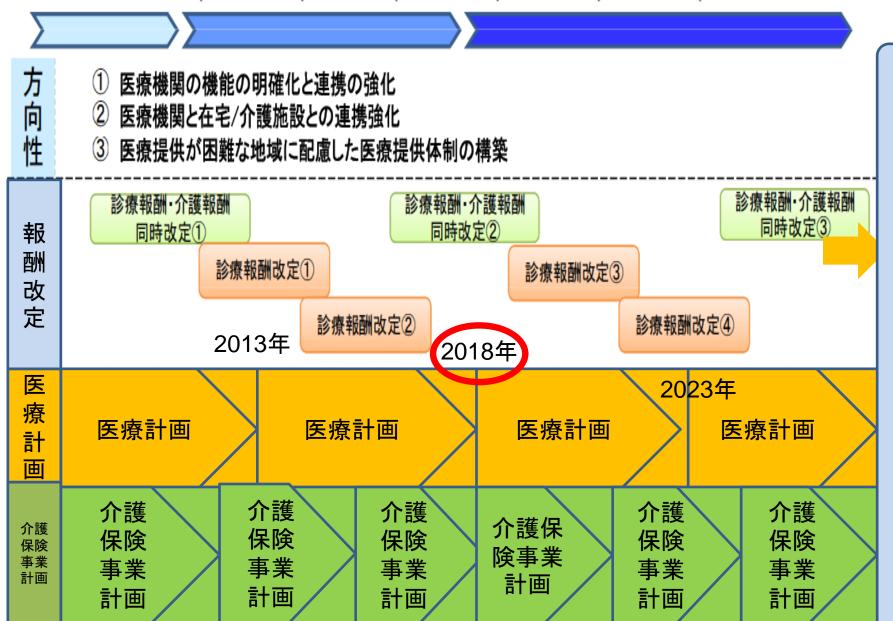
護

の

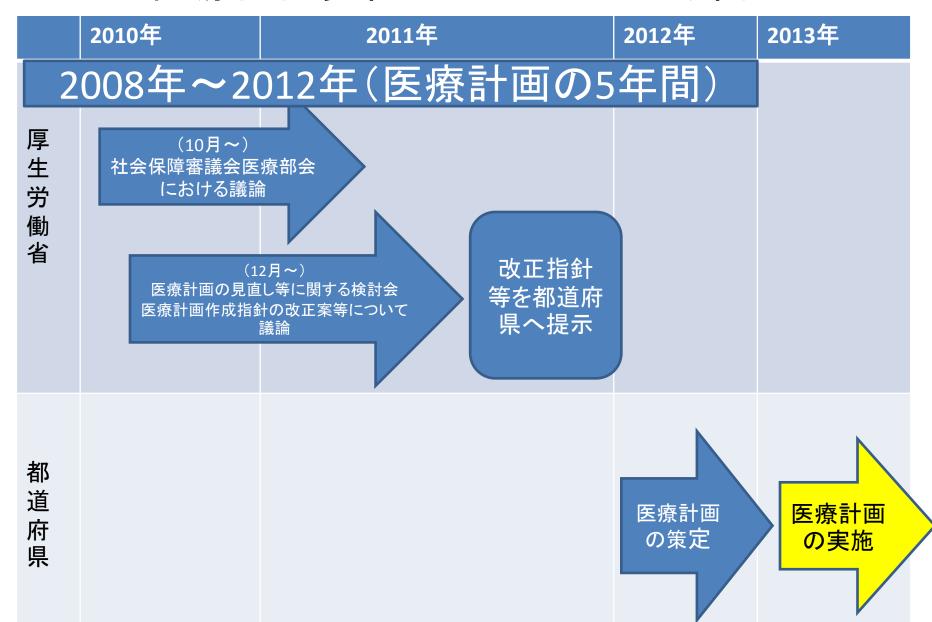
あ

る

き姿



医療計画見直しスケジュール(案)



医療計画見直し等検討会

- 伊藤 伸一 日本医療法人協会副会長
- 尾形 裕也 九州大学大学院医学研究院教授
- 神野 正博 全日本病院協会副会長
- 齋藤 訓子 日本看護協会常任理事
- 末永 裕之 日本病院会副会長
- 鈴木 邦彦 日本医師会常任理事
- 池主 憲夫 日本歯科医師会常務理事
- 中沢 明紀 神奈川県保健福祉局保健医療部長
- 長瀬 輝諠 日本精神科病院協会副会長
- 伏見 清秀 東京医科歯科大学大学院教授
- 布施 光彦 健康保険組合連合会副会長
- 〇武藤 正樹 国際医療福祉大学大学 院教授
- 山本 信夫 日本薬剤師会副会長
- 吉田 茂昭 青森県立中央病院長



第1回検討会 2010年12月17日

4疾患5事業の見直しの方向性

- 4疾病
 - -①がん
 - ②脳卒中
 - ③急性心筋梗塞
 - ④糖尿病
 - ⑤精神疾患

2次医療圏見直し

- 5事業
 - -①救急医療
 - -②災害医療
 - ③へき地医療
 - 4 周産期医療
 - -⑤小児医療
 - * 在宅医療構築 に係わる指針を 別途通知する

在宅医療に係わる医療体制の充実・強化



「医療計画の見直しについて」 ∼「在宅医療の体制構築に係る指針」のポイント∼

○在宅医療に係る医療体制の充実・強化について

⇒ 医療連携体制の中で在宅医療を担う医療機関等の役割を充実・強化するため、医療計画に定める他の疾病・事業と同様に「在宅医療の体制構築に係る指針」を示し、介護保険事業(支援)計画との連携を考慮しつつ、都道府県が達成すべき目標や施策等を記載することにより、医療計画の実効性が高まるよう促す。

○在宅医療に係る圏域の設定について

⇒ 在宅医療の場合、医療資源の整備状況や介護との連携のあり方が地域によって大きく異なることを勘案し、従来の 二次医療圏にこだわらず、できる限り急変時の対応体制(重症例を除く)や医療と介護の連携体制の構築が図られる よう、市町村単位や保健所圏域等の地域の医療及び介護資源等の実情に応じて弾力的に設定する。

○疾病・事業ごとのPDCAサイクルの推進について

- ⇒疾病・事業ごとに効率的・効果的な医療体制を構築するためには、医療計画の実行性を高める必要があり、 そのため、
 - ・まず、全都道府県で入手可能な指標等を指針に位置づけ、都道府県がその指標を用いて現状を把握すること
 - ・さらに、把握した現状を基に課題を抽出し、課題を解決するに当たっての数値目標を設定し、その目標を達成するための施策・事業を策定すること
 - ・また、定期的な評価を行う組織(医療審議会等)や時期(1年毎等)を明記し、施策・事業の進捗状況等の評価を
 - 行うとともに、必要に応じて施策・事業を見直すこと
 - ・最後に、これらの情報を住民等に公開すること といったプロセスを「医療計画作成指針」に明示した。

「在宅医療指針」

- 国立長寿医療研究センターが中心になって 取りまとめた「在宅医療体制構築に係る指針 案」を参考にする方針。
 - 24時間365日、患者の生活の視点に立った多職 種連携医療の確保
 - 看取りまで行える医療のための連携体制
 - 認知症の在宅医療の推進
 - 介護との連携―などの観点から、各都道府県が 地域の実情に合わせて計画を策定すべき

2012年診療報酬改定と 在宅医療



2月10日中医協答申

2012年診療報酬改定と 在宅医療



2012年診療報酬改定基本方針

- · 社会保障審議会医療部会·医療保険部会(12月1日)
- 2つの重点課題と4つの視点
- 2つの重点課題
 - ①急性期医療の適切な提供に向けた病院勤務 医等の負担の大きな医療従事者の負担軽減
 - ②<u>医療と介護の役割分担</u>の明確化と地域における連携体制の強化の推進および地域生活を支える<u>在宅医療などの充実</u>

在宅療養支援診療所•病院



06年在宅療養支援診療所の新設

特養、有料老人 ホーム、ケアハウスの 入居者で末期がんの患者に 対する訪問診療料が算定できる



特養 有料老人 ホームなど

死亡前24時間以内に 訪問して患者を看取れば 1万点

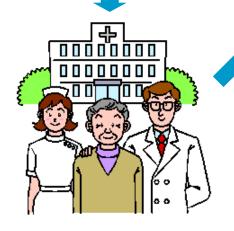


B診療所 (連携先) 往診料や訪問 診察料に高い 加算

診療所

在宅療養支援

診療所

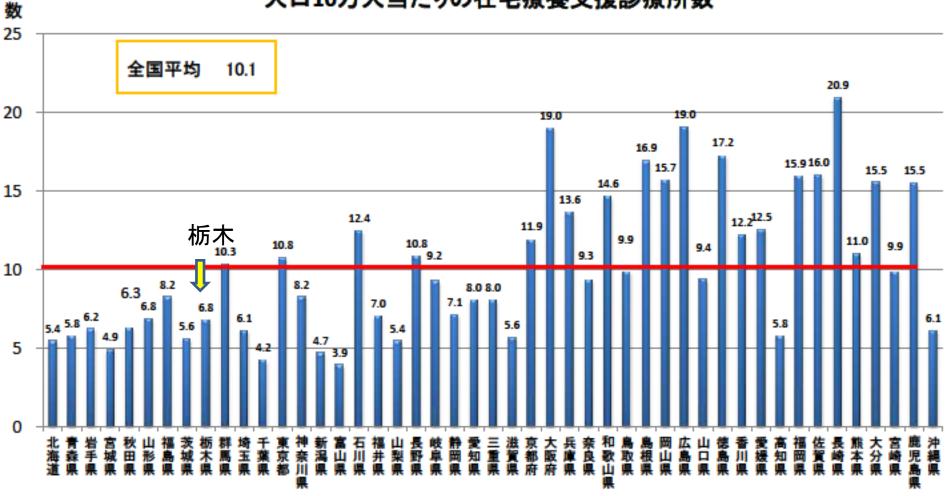


A診療所と連携している B診療所(またはC病院) がA診療所の代行で訪問 診療を行えば、在宅療養 支援診療所なみの高い診療 点数を算定できる



人口10万人当たりの都道府県別在宅療養支援診療所数

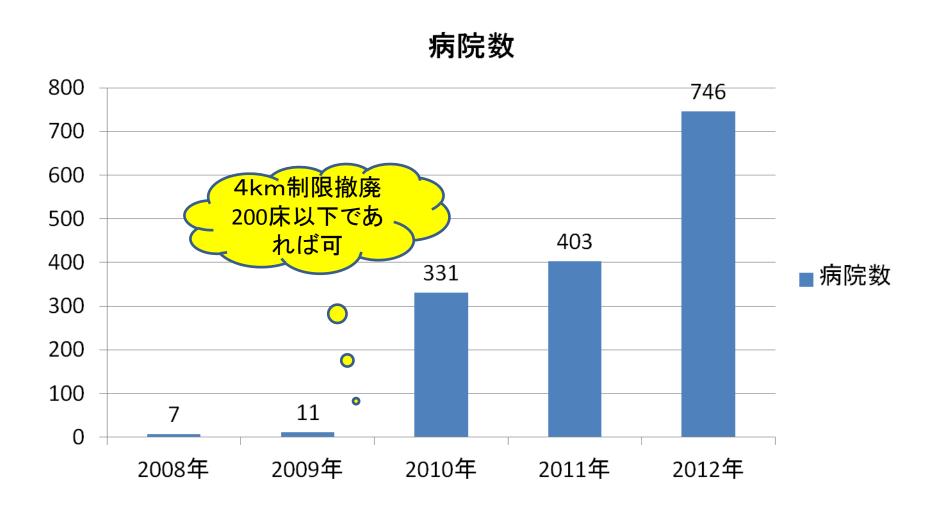




在宅療養支援病院の規制緩和 (2010年診療報酬改定)

- 2008年診療報酬改定
 - 在宅療養支援病院の要件は「半径4km以内に診療所が存在しないもの」とされていたので、僻地等地域において在宅療養を提供する診療所がない地域のみに限定されていた
 - このため届け出は11病院に限定
- 2010年診療報酬改定
 - 4Km要件が撤廃され、しかも200床以下の病院 で取得が可能となった
 - この要件撤廃の影響により在宅療養支援病院が 急増

在宅療養支援病院数の推移



医療法人財団厚生会古川橋病院 東京都で第1号の在宅療養支援病院

- 在宅療養支援病院 港区南麻布2丁目
 - 一般病床 49床
 - 介護老人保健施設 40床
 - 介護予防機能訓練施設 20名
 - 居宅介護支援事業所
 - 健診センター

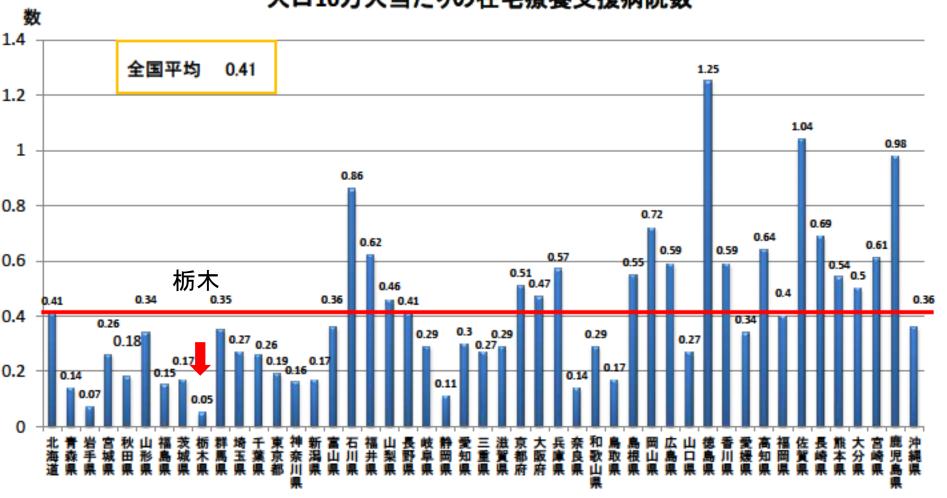


鈴木先生



人口10万人当たりの都道府県別在宅療養支援病院数

人口10万人当たりの在宅療養支援病院数

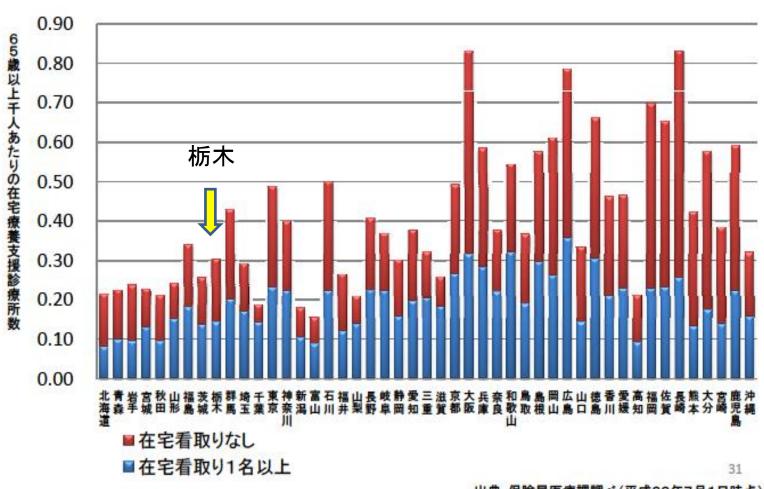


在宅療養支援診療所・病院の課題と対策

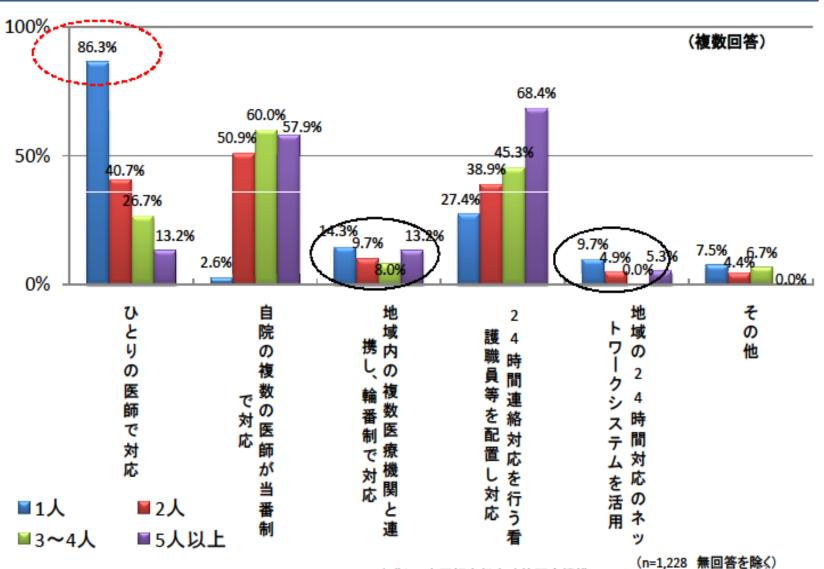
少ない在宅看取りと

機能強化型在宅療養支援診療所・病院

在宅療養支援診療所数(65歳以上千人あたり) <都道府県別分布>



在宅療養支援診療所における緊急時の連絡体制(複数回答)



出典)日本医師会総合政策研究機構

「在宅医療の提供と連携に関する実態調査」在宅療養支援診療所調査

機能強化した在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院等への評価(2012年診療報酬改定)

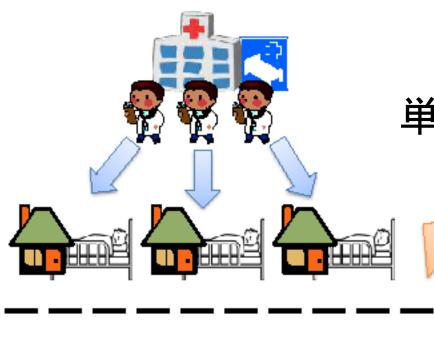
- ①従前の在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院の要件に以下を追加する。
 - イ 所属する常勤医師3名以上
 - ロ 過去1年間の緊急の往診実績5件以上
 - ハ 過去1年間の看取り実績2件以上

機能強化型 在宅療養支援診療所 在宅療養支援病院

機能強化した在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院等への評価

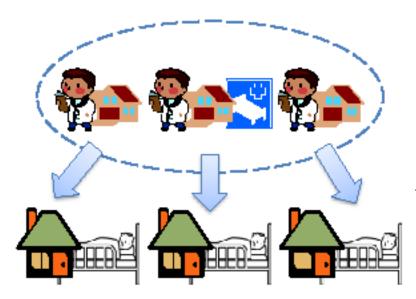
- ②複数の医療機関が連携して①の要件を満たすことも可とするが、連携する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - イ 患者からの緊急時の連絡先の一元化を行う
 - ロ 患者の診療情報の共有を図るため、連携医療機関間で月1回以上の定期的なカンファレンスを実施
 - ハ 連携する医療機関数は10未満
 - 二 病院が連携に入る場合は200床未満の病院 に限る

機能を強化した在宅療養支援診療所/病院のイメージ(改定後)



単独強化型

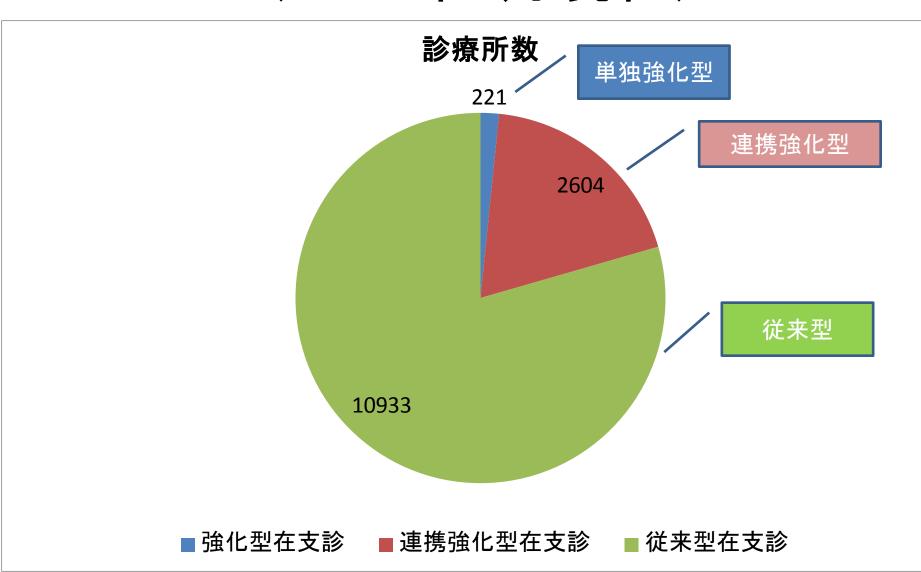
- ・3名以上の医師が所属する診療所が在宅医療を行う場合
- ・複数の診療所がグループを組んで在 宅医療を行う場合をともに評価。
- さらに、ベッドを有する場合を高く評価。



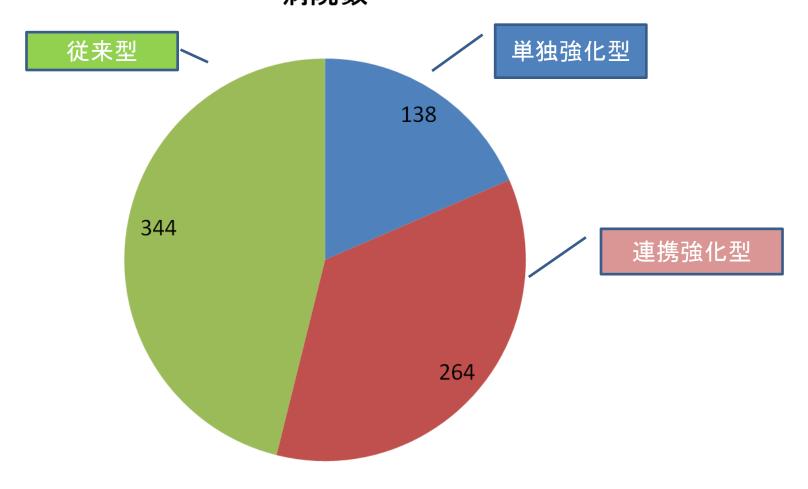
連携強化型

	従来型の在支診・在支病	強化型在支診•在支病
〇往診料		
緊急加算	650点	750点(病床有850点)
夜間加算	1,300点	1,500点(病床有1,700点)
深夜加算	2,300点	2,500点(病床有2,700点)
〇在宅時医学総合管理料		
処方せん有	4,200点	4,600点(病床有5,000点)
処方せん無	4,500点	4,900点(病床有5,300点)
〇特定施設入居時等医学総 合管理料		
処方せん有	3,000点	3,300点(病床有3,600点)
処方せん無	3,300点	3,600点(病床有3,900点)
〇在宅ターミナル加算		
ターミナルケア加算	4,000点	5,000点(病床有6,000点)
看取り加算	3,000点	3,000点(病床有3,000点)
〇在宅がん医療総合診療料		
処方せん有	1,495点	1,650点(病床有1,800点)
処方せん無	1,685点	1,850点(病床有2,000点)

強化型在宅療養支援診療所(2012年7月現在)



強化型在宅療養支援病院 (2012年7月現在) ^{病院数}



従来型在支病

■連携強化型在支病

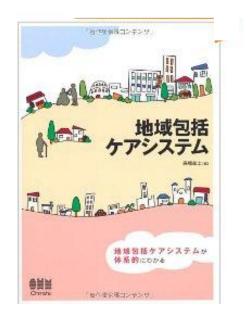
■強化型在支病

在宅医療に係る医療機関の機能の整理

在宅療養支援診療所 /病院 (診療報酬)	在宅医療において積極的役割を担う医療機関 (医療計画) ※在宅療養支援病院/診療所の中から 位置づけられることを想定	地域医療支援病院 (医療法)
・単独又は連携により、2 4時間体制で在宅医療を 提供	・自ら24時間対応体制の在宅医療を提供・夜間や急変時の対応等、他の医療機関の支援・災害時に備えた体制構築	・自らの在宅医療提供は必須ではない
・入院機能を有する場合には、 緊急時に在宅での療養を 行っている患者が入院できる 病床を常に確保	・入院機能を有する場合には、 急変時受け入れやレスパイト などを行う	・ <u>地域の医療機関において</u> 対応困難な重症例の受け 入れ
医療法に在宅医療に係る医療機関を書き込む!	・ <u>現場での</u> 多職種連携の支援 ・在宅医療・介護提供者への 研修の実施	※ 医療法では、在宅医療の 提供の推進に関する支援として、・在宅医療提供事業者の連携の緊密化のための支援・患者や地域の医療提供施設への在宅医療提供事業者に 関する情報提供
	/病院(診療報酬) ・単独又は連携により、2 4時間体制で在宅医療を提供 ・入院機能を有する場合には、緊急時に在宅での療養を行っている患者が入院できる病床を常に確保 医療法に在宅医療に係る医療機関を	/病院 (診療報酬) ・単独又は連携により、2 4時間体制で在宅医療を提供 ・複間や急変時の対応等、他の医療機関の支援 ・災害時に備えた体制構築 ・入院機能を有する場合には、緊急時に在宅での療養を行っている患者が入院できる病床を常に確保 ・現場での多職種連携の支援 ・在宅医療・介護提供者への研修の実施 医療法に在宅医療 に係る医療機関を

- ・地域において多職種協働による包括的かつ継続的な<u>在宅医療の提供体制の構築</u>を担う。
- ・地域の実情に応じて、市町村、地域医師会等、自ら在宅医療を提供しない主体も拠点となりうる。
- ・標準的な規模の市町村の人口(7~10万人程度)につき1カ所程度を目途に設置されることを想定。

パート4 地域包括ケアシステム



2012年介護報酬改定の基本方針

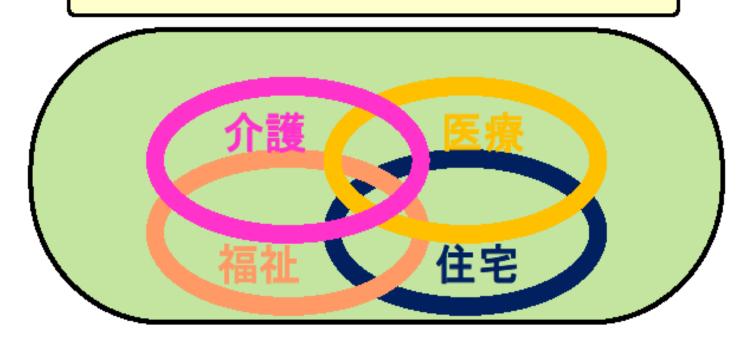
1 地域包括ケアシステムの基盤評価

- ①高齢者の自立支援に重点を置いた在宅・居住系サービス
- ②要介護度が高い高齢者や医療ニーズの高齢者に対応した在宅・ 居宅系サービスの提供

• 2 医療と介護の役割分担・連携強化

- ①在宅生活時の医療機能の強化へ向けた、新サービスの創設及び 訪問看護、リハビリステーションの充実並びに看取りへの退行強化
- ②介護施設における医療ニーズへの対応
- ③入退院時における医療機関と介護サービス事業者との連携促進
- 認知症にふさわしいサービスの提供
- 質の高い介護サービスの確保

地域包括ケアシステム



【地域包括ケアの四つの視点による取組み】

地域包括ケアを実現するためには、<u>次の4つの視点での取組みが包括的</u>(利用者のニーズに応じた①~④の適切な組み合わせによるサービス提供)、 <u>継続的</u>(入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供)<u>に行われることが必須。</u>

医療との連携強化

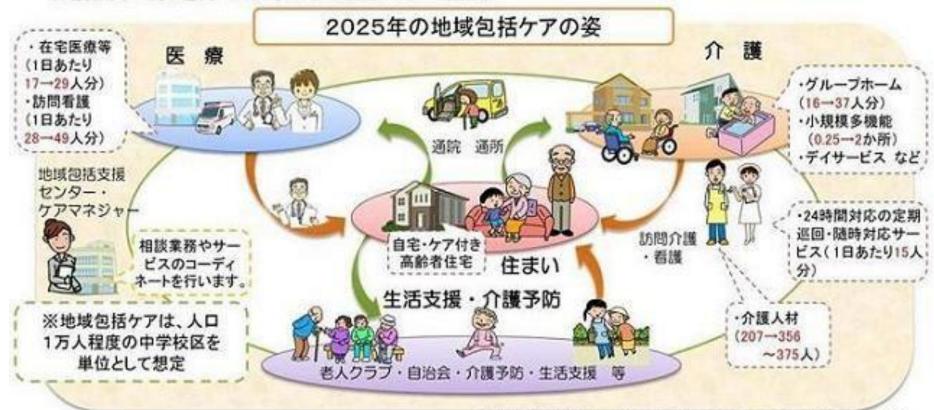
- ・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化。
- ②介護サービスの充実強化
- ・特養などの介護拠点の緊急整備(平成21年度補正予算:3年間で16万人分確保)
- ・24時間対応の在宅サービスの強化
- ③見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など
- ・一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援(見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービス) サービスを推進。
- ④高齢期になっても住み続けることのできるパリアフリーの高齢者住宅の整備(国交省)
- ・高齢者専用賃貸住宅と生活支援拠点の一体的整備
- 持ち家のパリアフリー化の推進

社会保障・税一体改革成案による介護の将来像

○住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアの実現により、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようになる。

<改革の主な具体策>

- ・24時間対応の訪問サービス、グループホームや小規模多機能型サービスなどのサービスが充実。
- ・介護予防事業等により要介護状態になる高齢者が減少し、自立した高齢者の社会参加が活発になる。
- ・介護職員の処遇を改善し、キャリアパスを確立することにより、介護に必要な労働力が安定的に確保され、 介護職員が誇りを持って仕事に取り組むことができる。



※数字は、現状は2011年、目標は2025年のもので、人口1万人の場合

地域包括ケアシステムを支える3つの新規サービス

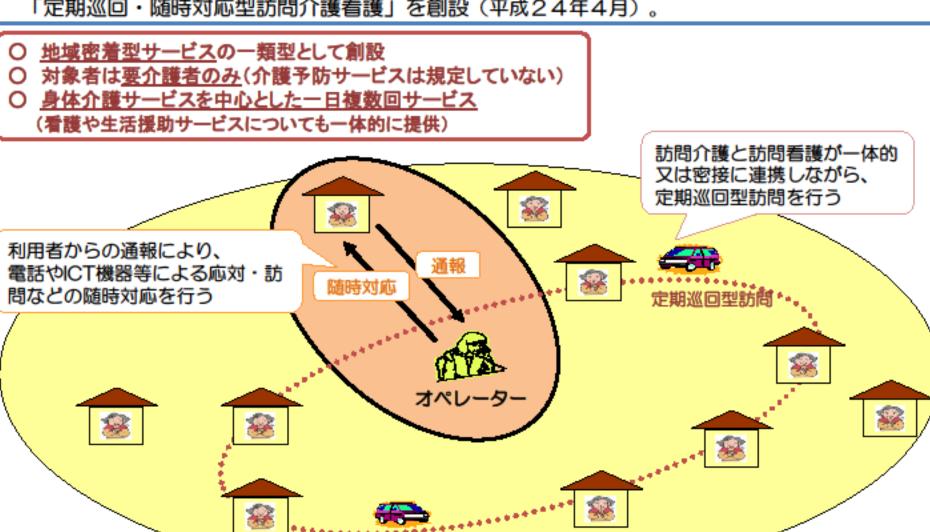
- ①定期巡回 随時対応型訪問介護看護
 - 改正介護保険法(2011年6月)
- ②複合型サービス
 - 介護給付費分科会(2011年5月)
- ・ ③サービス付高齢者向け住宅
 - 改正高齢者住まい法(2011年10月)

①定期巡回•随時対応型 訪問介護看護

改正介護保険法(2011年6月)

I 制度概要について

○ 重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を創設(平成24年4月)。



定期巡回型訪問

24時間対応型訪問介護サービス例

- 随時訪問の代表例(複数回答)
 - 1 ベッドや車椅子からのずり落ち(46%)
 - ②オムツ交換・トイレ介助(4 6%)
 - 3トイレやお風呂で転倒(269%)
 - ④体調が悪い(11.5%)
 - ⑤何となく不安(7.7%)



・ 平成21年度世田谷区24時間随時訪問サービス当評価研究事業報告書

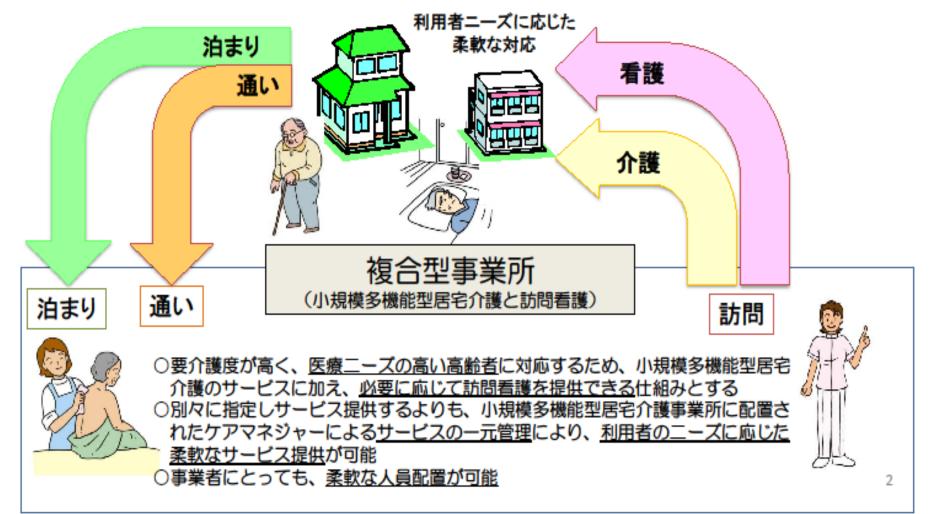
②複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と 訪問看護との組み合わせサービス 介護給付費分科会(2011年5月)

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複合型サービスの概要 (イメージ図)

○ 今般、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせた複合型事業所を創設し、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図る。

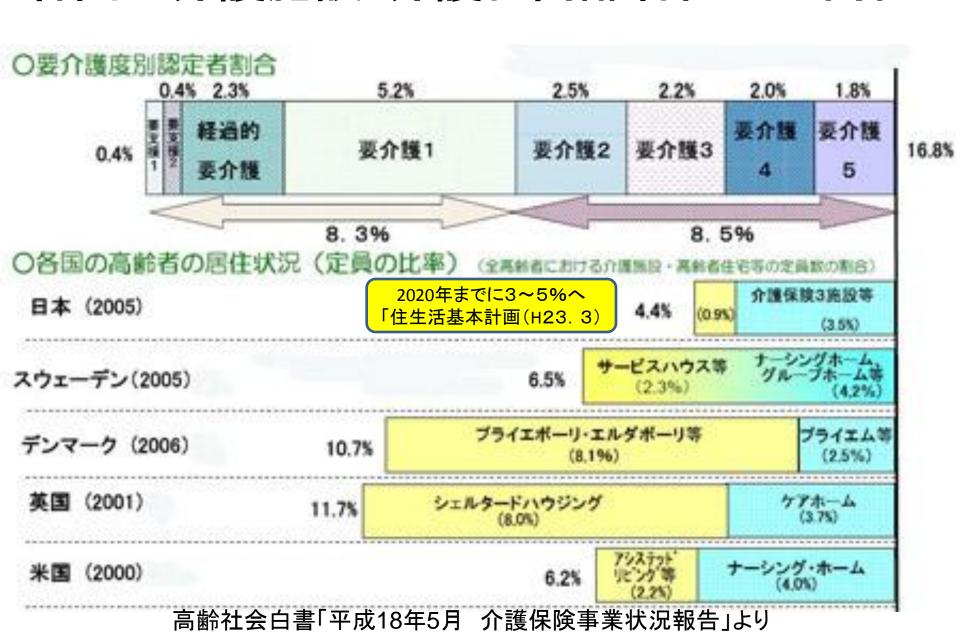
※ 地域密着型サービスとして位置づけ



③サービス付高齢者向け住宅

改正高齢者住まい法(2011年10月)

各国の介護施設・介護付高齢者住宅の割合



デンマークにおける高齢者施設・住宅整備の推移

出典: 医療経済研究機構 2007 『諸外国における介護施設の機能分化等に関する調査報告書』

1970年代 プライエム(わが国の特別養護老人ホームに相当)を大規模化し、施設数も増加の一途を辿ったものの、 待機者が常に存在し、財政負担は大きなものとなっていた。

1981年 施設の問題について、<u>居住機能とケア機能の分離の必要性</u>を強調(高齢者政策委員会報告)

1982年 高齢者三原則 高齢者政策 委員会報告

Oこれまで暮らしてきた生活と断絶せず、継続性をもって暮らす(継続性)

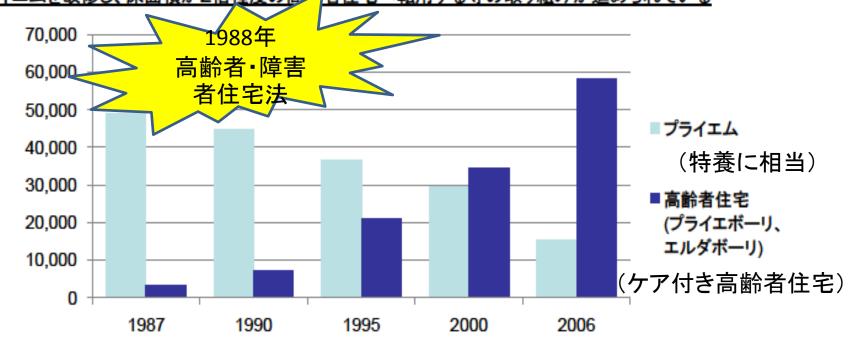
〇高齢者自身の自己決定を尊重し、周りはこれを支える(自己決定)

〇今ある能力に着目して自立を支援する(残存能力の活性化)

1988年

高齢者・障害者住宅法の成立(高齢者住宅の整備、プライエム新規建設の凍結)

<u>以後、プライエムを改修し、床面積が2倍程度の高齢者住宅へ転用する等の取り組みが進められている</u>



■ 改正前

高齢者向け賃貸住宅 (賃貸借方式)

高齢者円滑入居賃貸住宅(高円賃)

※高齢者であることを理由に入居を拒まない 賃貸住宅(登録基準を満たすもの)

高齢者専用賃貸住宅 (高専賃)

※高円賃のうち専ら高齢者やその配偶者を賃借 人とする賃貸住宅

高齢者向け優良賃貸住宅(高優賃)

※バリアフリー、緊急時対応サービス利用可などの認定基準を満たした賃貸住宅

有料老人ホーム (利用権方式が多い)

有料老人ホーム

※老人福祉法に規定された高齢者向けの生活施設で、老人福祉施設ではないもの

■ 改正後 (2011年10月20日から)

サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅に一本化 (高円賃、高専賃、高優賃を廃止)

※地方公共団体による高齢者向けの優良な賃貸 住宅制度は存置

サービス付き高齢者向け住宅の 登録を受けた有料老人ホーム

サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けない有料老人ホーム

※ 国土交通省の資料

サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の概要

高齢者の居住の安定確保に関する法律(改正法:公布 H23.4.28/施行H23.10.20)

1. 登録基準 (※有料者人ホームも登録可) 登録戸数:82,809戸 (平成24年11月30日現在)

- ・床面積は原則25㎡以上・構造・設備が一定の基準を満たすこと 《ハード》 ・バリアフリー(廊下幅、段差解消、手すり設置)
- 《サービス》・サービスを提供すること (少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供) [サービスの例:食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助 等]
- 《契約内容》・長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないなど、居住の安定が図られた契約であること
 - 敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと
 - 前払金に関して入居者保護が図られていること(初期償却の制限、 工事完了前の受領禁止、保全措置・返還ルールの明示の義務付け)

2. 登録事業者の義務

- 契約締結前に、サービス内容や費用について 書面を交付して説明すること
- ・登録事項の情報開示
- 誤解を招くような広告の禁止
- 契約に従ってサービスを提供すること

3. 行政による指導監督

- 報告徴収、事務所や登録住宅への立入検査
- 業務に関する是正指示
- ・指示違反、登録基準不適合の 場合の登録取消し

サービス付き高齢者向け住宅

ヘルパーステーション、 など

住み慣れた環境で 必要なサービスを受けながら

暮らし続ける

24時間対応の訪問看護・介護

「定期巡回随時対応サービス」の活用

→介護保険法改正により創設

サービス付き高齢者向け住宅に関する制度 の詳細はこちらをご覧ください。 http://www.satsuki-jutaku.jp/system.htm

生活支援サービス付き高齢者専用賃貸住宅の事例

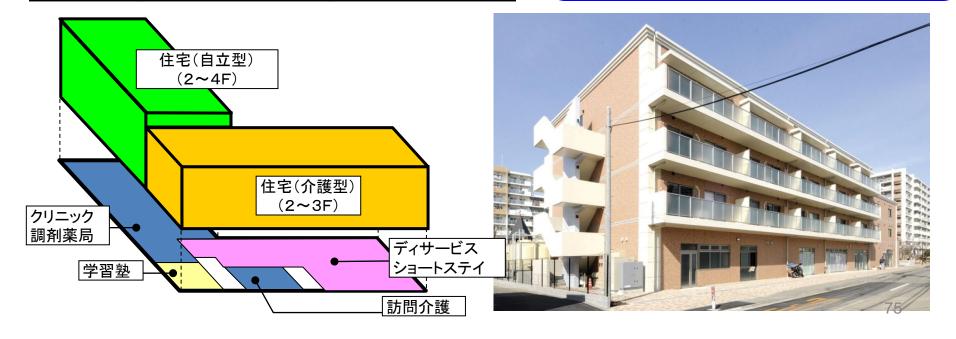
ココファン日吉(神奈川県横浜市) 平成22年3月開設

■土地をURより賃借して高齢者専用賃貸住宅と介護事業所を一体的に整備。 学習塾も併設し、高齢者と子供、地域住民の多世代交流の促進もめざす。

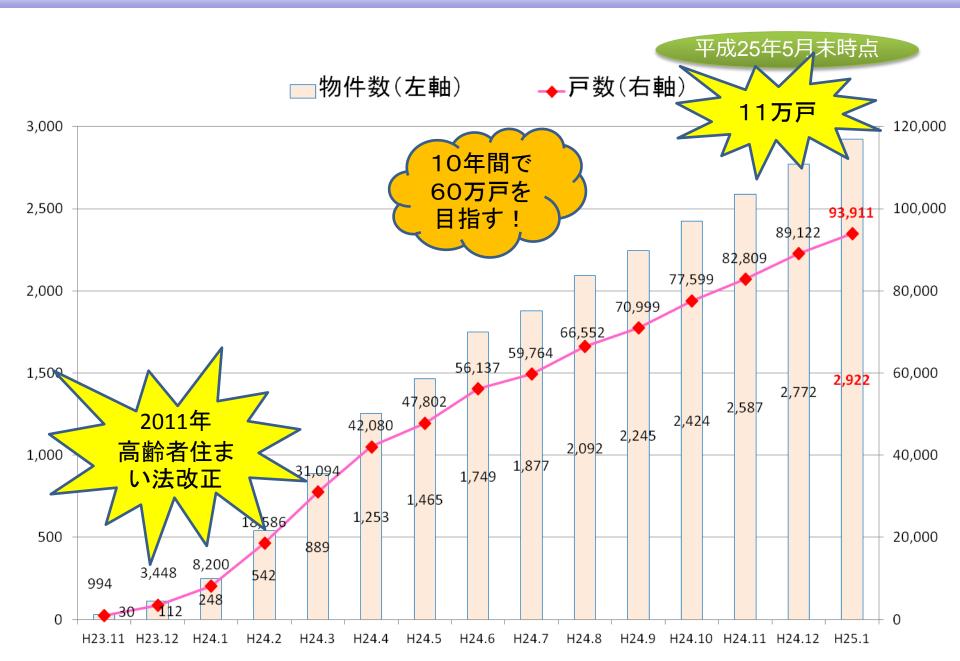
	自立型	介護型				
戸数	24戸	57戸				
住戸面積	35.65∼70.41 m ²	18.06 ∼ 22.96m ²				
家賃	105,000~188,000円	75,000~79,000円				
共益費	4,600~7,500円	20,000円				
サービス費	26,250~32,550円	32,550円				

併設事業所等:

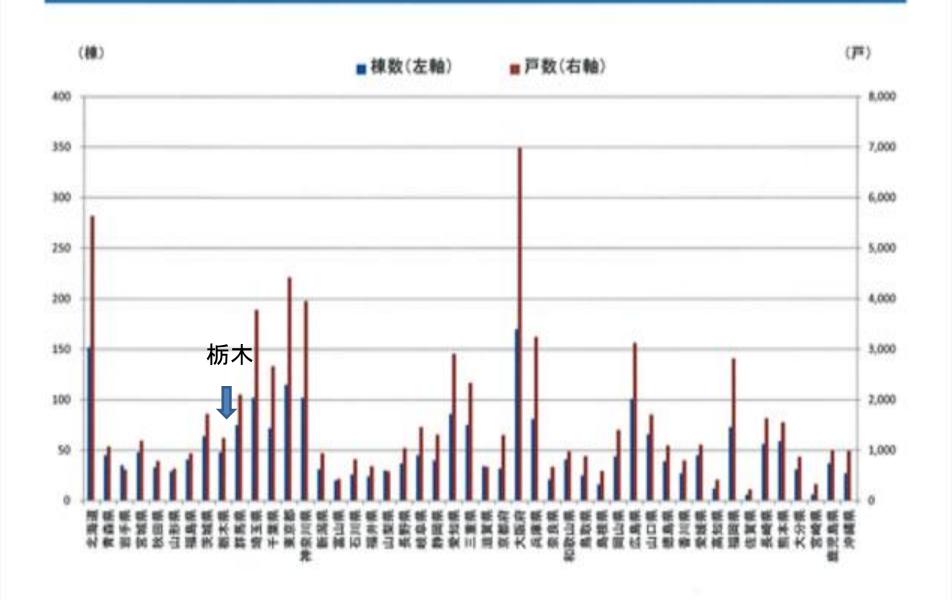
訪問介護、通所介護、短期入所 居宅介護支援 学習塾(事業者グループ会社の経営 テナント: クリニック、調剤薬局



サービス付き高齢者向け住宅の登録状況の推移



サービス付き高齢者向け住宅の都道府県別登録状況(H24.10末時点)



サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

- ・法人等種別では、株式会社(55.7%)、医療法人(14.6%)、有限会社(13.9%)、社会福祉法人(7.5%)で全体の9割を 占める。
- ・主な業種としては、介護系事業者が6割強を占め、次いで医療系事業者(16.1%)、不動産業者(8.7%)となっている。

■法人等種別

有効回答数:3,142件

	実数	割合
医療法人	459	14.6%
社会福祉法人	236	7.5%
株式会社	1,749	55.7%
有限会社	437	13.9%
NPO法人	119	3.8%
各種組合	14	0.4%
その他	55	1.8%
個人	73	2.3%

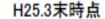
※その他は、一般社団法人、合同会社等。

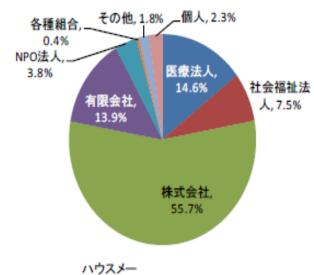
■主な業種

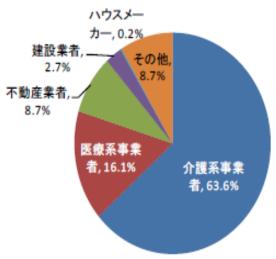
有効回答数:3.069件

	実数	割合
介護系事業者	1,951	63.6%
医療系事業者	495	16.1%
不動産業者	267	8.7%
建設業者	83	2.7%
ハウスメーカー	7	0.2%
その他	266	8.7%

※その他は、警備会社、農協・生協、電気設備会社等。

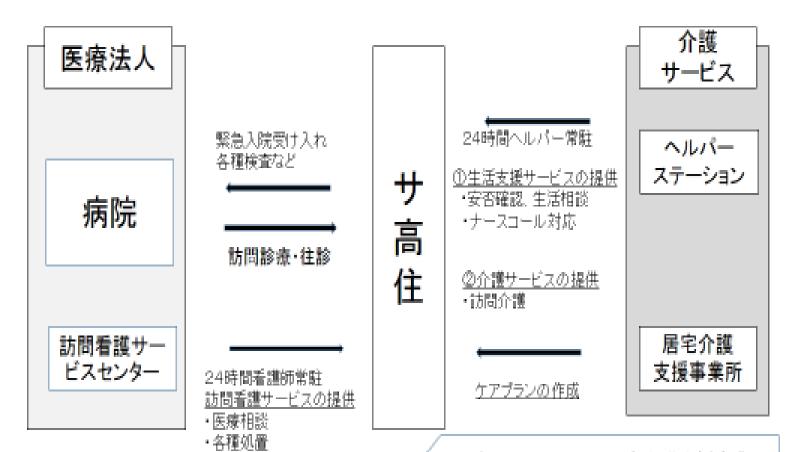






国土交通省資料

医療系サ高住の運営体制の例



病院、訪問看護ステーション 訪問診療、往診、検査対応、緊急・夜間対応 訪問看護サービスなど ヘルパーステーション、居宅介護支援事業所、 介護サービスの提供

(株)キャピタルメディカ 中村健太郎氏資料より

医療型サ高住への利用者移行

- ①一般病床からの移行
- ・ ②療養病床からの移行
- ・③精神病床からの移行
- ④在宅復帰強化型老健からの移行

医療型サ高住への利用者移行

- ①一般病床からの移行
 - 7対1、10対1の急性期病院の平均在院日数短縮
 - 13対1、15対1病床における90日超えの特定除外患者制度が見直しの影響
 - 特定除外患者には慢性透析患者も含まれているので、今や透析患者の受け皿としての在宅透析専用サ高住が人気

医療型サ高住への利用者移行

- ・ ②の療養病床からの移行
 - 医療療養病床における医療区分1患者のような 軽症患者の受け皿
 - 一今後は2017年まで廃止されることになっている 介護療養病床からの移行
- ・ ③の精神科病床からの移行
 - 長期入院患者20万床の受け皿
- 4 在宅宅復帰強化型老健からの移行

■ 改正前

高齢者向け賃貸住宅 (賃貸借方式)

高齢者円滑入居賃貸住宅(高円賃)

※高齢者であることを理由に入居を拒まない 賃貸住宅(登録基準を満たすもの)

高齢者専用賃貸住宅(高専賃)

※高円賃のうち専ら高齢者やその配偶者を賃借 人とする賃貸住宅

高齢者向け優良賃貸住宅(高優賃)

※バリアフリー、緊急時対応サービス利用可などの認定基準を満たした賃貸住宅

有料老人ホーム (利用権方式が多い)

有料老人ホーム

※老人福祉法に規定された高齢者向けの生活施設で、老人福祉施設ではないもの

■ 改正後 (2011年10月20日から)

サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅に一本化 (高円賃、高専賃、高優賃を廃止)

※地方公共団体による高齢者向けの優良な賃貸 住宅制度は存置

サービス付き高齢者向け住宅の 登録を受けた有料老人ホーム

サービス付き高齢者向け住宅の 登録を受けない有料老人ホーム

※ 国土交通省の資料

サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の概要

高齢者の居住の安定確保に関する法律(改正法: 公布 H23.4.28/施行H23.10.20)

1. 登録基準

(※有料老人ホームも登録可)

登録戸数:93,911戸 (平成25年1月31日現在)

《ノノード》

- ・床面積は原則25㎡以上 ・構造・設備が一定の基準を満たすこと
- ・バリアフリー(廊下幅、段差解消、手すり設置)

《サービス》 ・サービスを提供すること (少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供) 「サービスの例:食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助 等]

《契約内容》

- ・長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないなど、居住の安定が図られた契約で あること
- ・敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと
- ・前払金に関して入居者保護が図られていること

(初期償却の制限、丁事完了前の受領禁止、保全措置・返還ルールの明示の義務付け)

2. 登録事業者の義務

- ・契約締結前に、サービス内容や費用に ついて書面を交付して説明すること
- ・ 登録事項の情報開示
- ・誤解を招くような広告の禁止
- ・契約に従ってサービスを提供すること

24時間対応の訪問看護・介護

「定期巡回随時対応サービス」の活用→介護保険法改正により創設

3. 行政による指導監督

- ・報告徴収、事務所や登録住宅への立入検査
- ・業務に関する是正指示
- ・指示違反、登録基準不適合の 場合の登録取消し

サービス付き高齢者向け住宅

ヘルパーステーション、

住み慣れた環境で 暮らし続ける

必要なサービスを受けながら

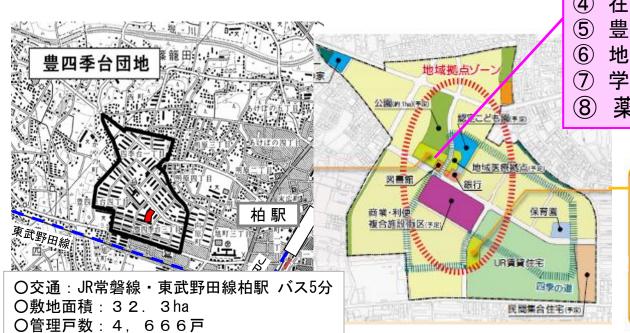
公的賃貸住宅団地における高齢者向け住宅・医療・福祉拠点の整備

豊四季台地区における長寿社会対応のまちづくり

柏市の豊四季台団地を含む豊四季台地区において東大(高齢社会総合研究機構) 柏市-都市機構が共同で、当該地区での将来に向けたまちづくりを、住民や医療・ 介護の関係者と一緒になって考え実行する「モデルプロジェクト」を計画し、 サービス付き高齢者向け住宅や福祉施設等を整備。

【高齢者向け住宅や医療∙介護拠点 ■事業予定地 千葉県柏市豊四季台

- サービス付き高齢者向け住宅
- 訪問看護ステーション
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- 在宅療養支援診療所
- 豊四季台地域の主治医診療所
- 地域包括支援センター
- 学童保育施設
- 薬局



平成24年度~平成25年度

施設の概要『柏こひつじ園

- ■特別養護老人ホーム (定員 90 名)
- ■併設ショートステイ
- (定員 10 名)
- 認知症対応型共同生活介護 (定員 9名)
- ■老人デイサービスセンター (定員 20 名)

業 者: 社会福祉法人 小羊会 開設時期:平成23年10月予定

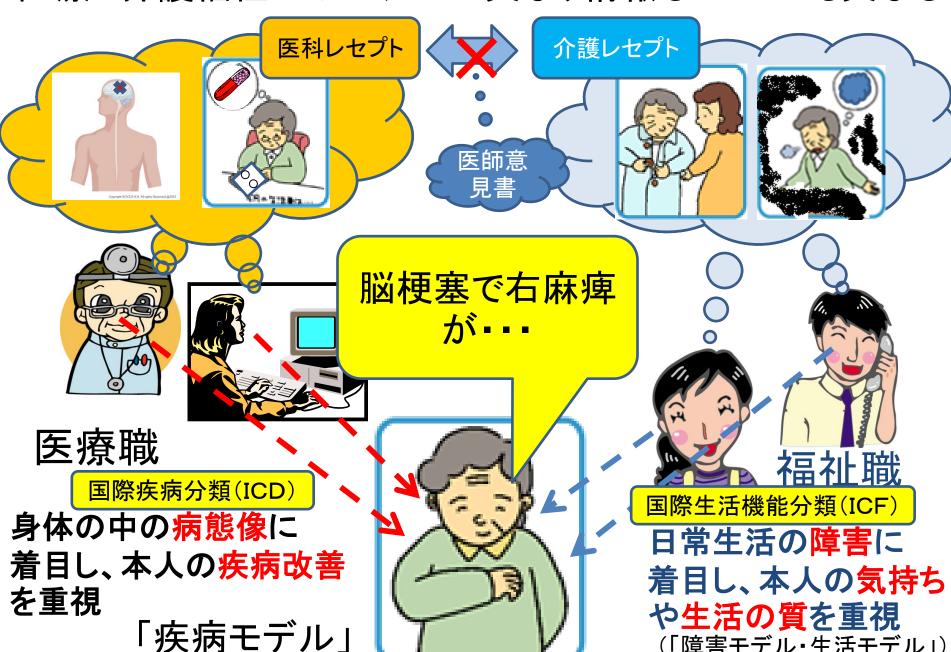
■予定事業期間

地域包括ケアシステムでは医療と介護の連携が課題



医療と介護の連携

医療と介護福祉ではモデルが異なり情報もレセプトも異なる

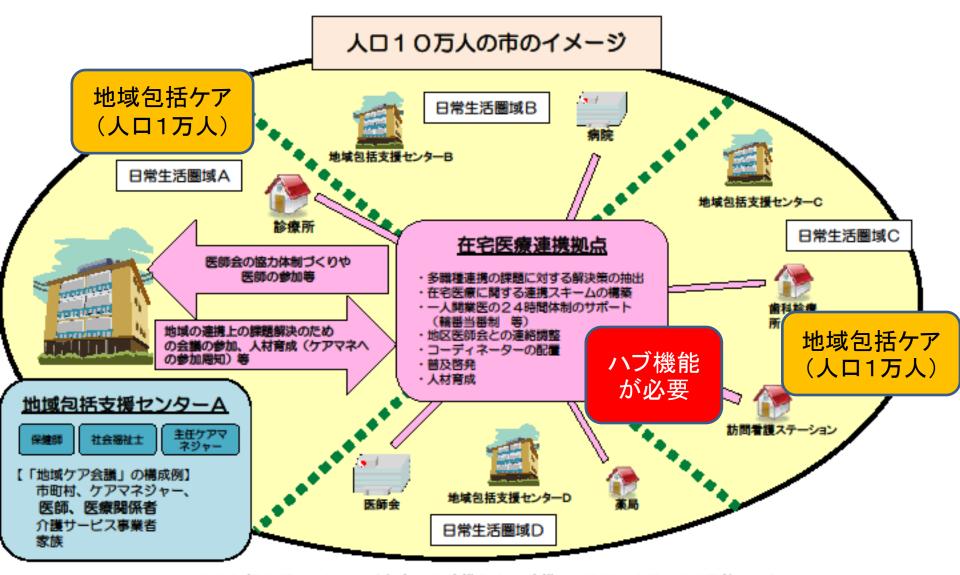


(「障害モデル・生活モデル」)

医療と介護 情報ギャップとその連携

- 医療と介護・福祉は制度も違う、職種も違う
- 医療と介護・福祉は、言葉も違う、文化も違う
 - 医療は国際疾病分類(ICD)
 - 介護福祉は国際生活機能分類(ICF)
- 医療と介護・福祉の情報ギャップ、コミュニケーションギャップを埋めるための情報連携が必要
- レセプトも医科レセと介護レセで異なる
 - 両者を結ぶのは医師意見書のみ

在宅医療連携拠点と地域包括ケア支援センター

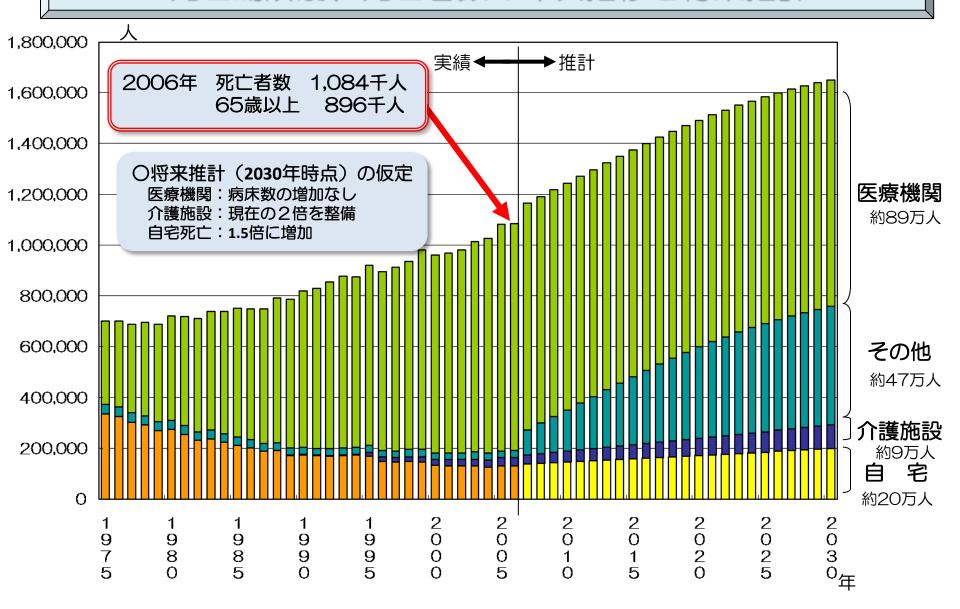


※ 地域包括支援センター及び在宅医療連携拠点の連携は、地域の実情により柔軟に行う。

パート5 在宅終末期ケア連携とICT

団塊の世代の死に場所探し

死亡場所別、死亡者数の年次推移と将来推計



【資料】

※介護施設は老健、老人ホーム 36

病院死には病床が足りない 2030年団塊世代47万人の 「死に場所」が不足



富士の樹海林

お看取りくん

- ・遠隔バイタルサインモニターが必要
 - 携帯で心電図を飛ばす
- 坊さんに先を越された経験
 - ある夏の夜、在宅看取りを希望されていた患者さんの御自宅を往診
 - なんと坊さんが先に到着していて、祭壇まで作られていた
 - 坊さんに先を越される前に・・・

新川医療連携懇話会

- 終末期医療における地域連携クリテイカルパスの 試み
 - 富山県新川(にいかわ)医療圏(魚津市、黒部市、入善町、朝日町)で、2005年より開業医が中心となって、在宅終末期医療や栄養管理などの検討のために「新川医療連携懇話会」を立ち上げた
 - ターミナルケアでは単独の医師による24時間管理体制では、医師の疲弊が激しいので、複数主治医制をとること
 - 在宅医師同士の連携ミスによる 医療事故の防止と回避、病院と の連携確保等のために

終末期医療は多職種連携が必要



中川先生

様式の統一

在宅終末医療・ケア基本診療情報様式



様式の統一

在宅療養実施計画書様式

医療機関用 作成日 在宅介護人: 続柄 かかりつけ医(主治医) TEL _____ T E L _____ 副主治医1 TEL 副主治医2 連携病院 TEL 連携病院サポート医 ケアーマネージャー名 TEL 訪問看護事業所名 TEL 担当 訪問介護事業所名 薬局名 アウトカム・方針 テキストで自由記載 (テンポレート使用も可) テンプレート例 疼痛をできるだけ抑制する 褥瘡を悪化させない 医師コールの基準 テキストで自由記載 (テンプレート使用可) テンプレート例 呼びかけに応じない 呼吸をしていない ケアマネージャー入力 氏名 Mitsuyo Got

かかりつけ医が入力

患者•家族用

		_様	作成日 歳			月	日
	在宅介護人:		_続柄				
連 ()	A先 ▽記の医師コールの基準	にあてはまるよ	うになっ	た場	合や、	その他、	、状況が
悪化	とし連絡が必要と思われ	る場合は下記連続	絡先の 1	に連	絡し、	連絡が〕	取れない
	合や、その先生の指示が かかりつけ医(主治医)						ださい。
	副主治医1 副主治医2		TEL				
4	〇〇病院 連携病院サポート医	TEL	_				
	ケアーマネージャー名		TEL				
	訪問看護事業所名	TEL	担当				
	訪問介護事業所名	TEL	担当				
	薬局名 アウトカム・方針 テキストで自由記載(デッカン・カリン・カリン・カリン・カリン・カリン・カリン・カリン・カリン・カリン・カ	 け抑制する ない テンプレート使用					
b 0	72920 テンプレート例 呼びかけに応じ 呼吸をしていな	, A. C.					

様式の統一

在宅診療報告書様式(連携カルテ)

		開始	台 <u>日</u>							_様	4 w									<u>8 w</u>		様	
	日付	開始	Ħ	1	W		2 W		3 W		4 W		日付	5W		6W	1	71	N	81		91	Y
[目 題点(特		月	H	月	B	F	l 日	ļ	B	j	日	項目		月	H	月	H	月	Ħ	月	B	月	Ħ
題点(特	宇記事項)										問題点(特記事	項)									
(一般状態) S	別記載	者										(一般状) P S		載者									
後養状態 神状態 体所見												栄養状態 精神状態 身体所見											
神状態												精神状態											
体所見												身体所見											
(投薬) 訂	載者											(投薬)	記載者										
痛管理 薬												疼痛管理 麻薬											
原文 ISAID	S											杯集 NSAI	D.S.										
1												他											
液												補液											
(検査)												(検査)											
(病状説明	月)											(病状説	明)										
ţ												他											
(訪問看護	1) 記載	者										(訪問看)	譜)記:	載者									
事 												食事 排泄 清拭											
												排泄											
五												消払											
神面												入浴 精神面											
117 (44)												他											

			4 =		₩.
· 日代	٥٠٠ والم المناث	I'W		121	
20	3.12.71	5月25日	0 9.6E	≥ 7.28 B	A
問題点(特記事項)	经D摄象量		本BIVHE	竞部L1~~~	THATELEY
	汉.与		注入するフェス	PM 7時	/
	777.			111119	
(一般状態) 記載者	4005		(主)	AA	
PS'	4		4	4	1
栄養状態				Poor	1
青神状態	正安·安生		Poor E3.42	1516 154	H
身体所見	胜水、浮胺		腹水浮腹	FEIC SHA	H
- TITING	124.77		1871.3511	REJUGHT	1
	ļ. — —		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1723 (CO1)	H
			· · ·	子近古海 从300ml	
	-		٠	WC DONE	-
(投薬) 配監者	连围	上扭	彦(3)		
疼痛管理	在全+NSAIDs		HASAIDS		
弃薬	オーシンチンりりて		オキションナンシリ		1
NSAIDS .	DFY=>37/63		カキャコン ろてんろ		
也					
	1774 HUSE	DE-77-1-5002	Q75/14/1/ 850	2	1
哺液 .	オツムハット	对为而建	オオケのハリトキ		
	たっていた 大学は	ヒューマリンセを動作	1571 VICENTE	. 4	\ . /
	TLVHJ-FF71	在いけは・トエリ)	VIVHT + + y)		1
(枝査)	白色清下!	(然周下)	たってきる		1 \ /
	132 341. /		100me/h		
:.			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		1
(病状説明)		,		. 1	1 1/
					l V
;	NSLARE		浮胜路(BP1/8/12 P84	
他	江北ホーガを伸送		32-7212	H7369	I /\
	医研究(现场で)	但为主	1000 A	/\
			950~10=30		
(訪問看護) 記載者		上田	上田		
食事		7KGTERNE UP	駒、ピー村の		
排泄		最后排除 3/54	母母ペイルブラット		/ /
滑拭		A 600al	呼到。中亚万)		
入浴			Distant States		
精神面			是在这个地		
他		Bt370°CKO	KT. BL. 6 P=72 R-16		
		あるが有機だり	BP - 96/14 SPA - 984		1
		KT-373°C 1:80	工物的种种角膜		
		BD=100/64 .	應用 845an		
		314. 98%	星界部開上7 古城中	9	
/			科萨岛 李城	A ST	
(訪問介助) 記載者					
	1				
	-				
	-				

					様
3.4	3月291	· Ch	15.v	óv	· · · · · ·
1	3月291	2 P.3" A	3 93 4	47 9	.1月6日
引。原為(母)。本項)	100	- 15 for 1 864	2五-時初10.1	<-	AT. 4 AT
		37.6年	伤下	←	不明
		经内域和731	经时至194ckisc		SIC HILL
一般状態) 記載者		# (0)	-	—	
S REAL REAL PROPERTY OF THE PARTY OF THE PA		居图	4		
· 養状態					
青神状態		Poor で下子だ	-		
身体所見		腹部をいと	\(\ldot\)		-
对性们无		14257		20前式3年7	
		1420	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	市民族性語言	
'				入党.	
The transport of				17.12.	
(投薬) 記載者	上田	選出	—	—	
疼痛管理					
麻薬					
NSAIDS					
他					
	のアミノトリバル音をかん	/	,	主治医療图引	
補液 .	オッカトリンノのの単位		←	小児を内きまでう	
	ヒューマリン尺14単位			の学をで、赤水流を	
	倒注ラシックスなん		+	切ってある中	
(検査)	(エンア注入100~1/2)	ソルタフトンちのよう	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	12012.	İ
	本少万连入 100mg/A	(40ml/h)	(40olh)	- 1 - 120 - 14	
		蒙接05. 再次	1750114920	20时丘左80台	
(病状説明)		ませてほしいと場を	A411H \$ 12	まで下降にこれ	
		まり」	37373(4.8	リルコントラナター	
fel-		市民在人外科	是四月	ETEL ST.	120A (Te.
他		森红人纪红		を を の を から と と と と と と と と と と と と と と と と と と	
	93- //-	TCEX		ただへにいい	
(訪問看護) 記載者	9:30~ //=00 上田				
食事		-			
排泄	セツー大分少量摂取		 		-
清拭	时2排气石)、		-		
入浴	全境技	-		-	-
精神面	面 400ml/a 便貯留。以 意識LYNL在FU(\$8		4. 4. 4	170/180 000 1 000	
他	窓に 時頭が				
16	KT-36.5C P-80/F-12		-	-	
	BD: 108/58 5PO2. 98%	7/5			
	腹圈 84.0元		-		
	下半身考度、体育大程		 	 	
	黄疸かり 標部発示				
(訪問介助) 記載者	A PART NO PART AND IN	/PARTIFIE	T	T	
		·		1	
	 	T	-	+	
	1		+	1	
	+	 	-		-
	+	 	+	 	
		-	+		

出所:中川彦人

新川地域在宅医療療養連携協議会 在宅患者情報共有モデル事業

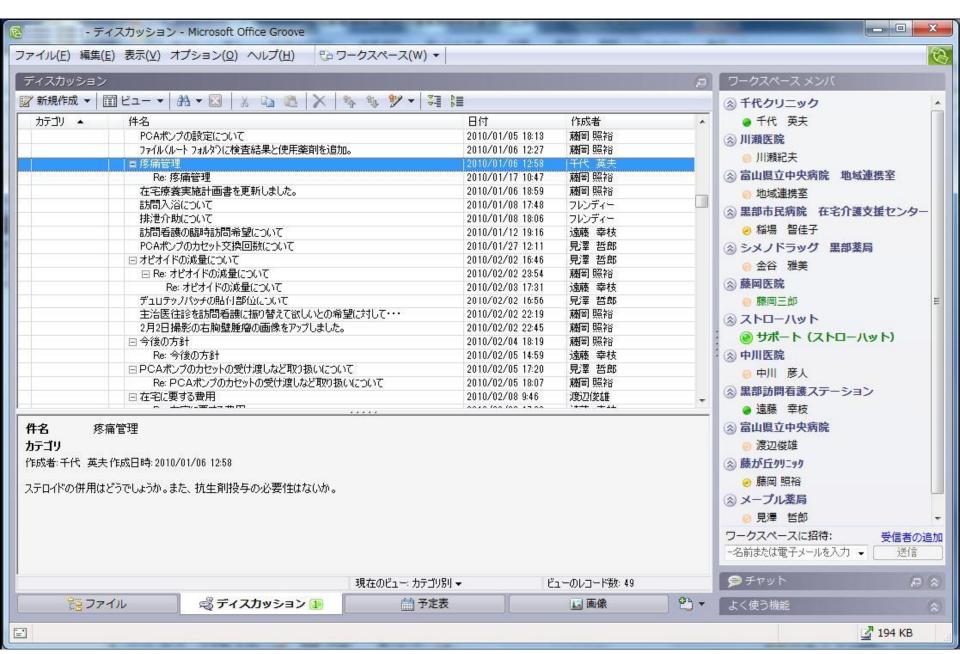
(平成21年12月~平成22年3月)

「あんしん在宅ネットにいかわ」 ーオフィス グルーブ 2007を用いてー

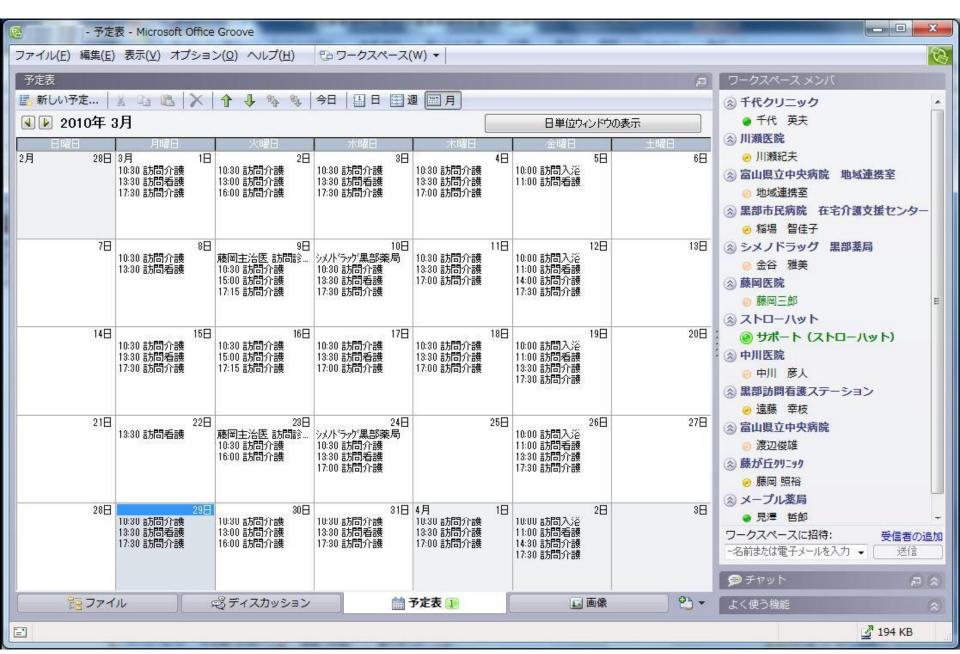
(マイクロソフト社製)

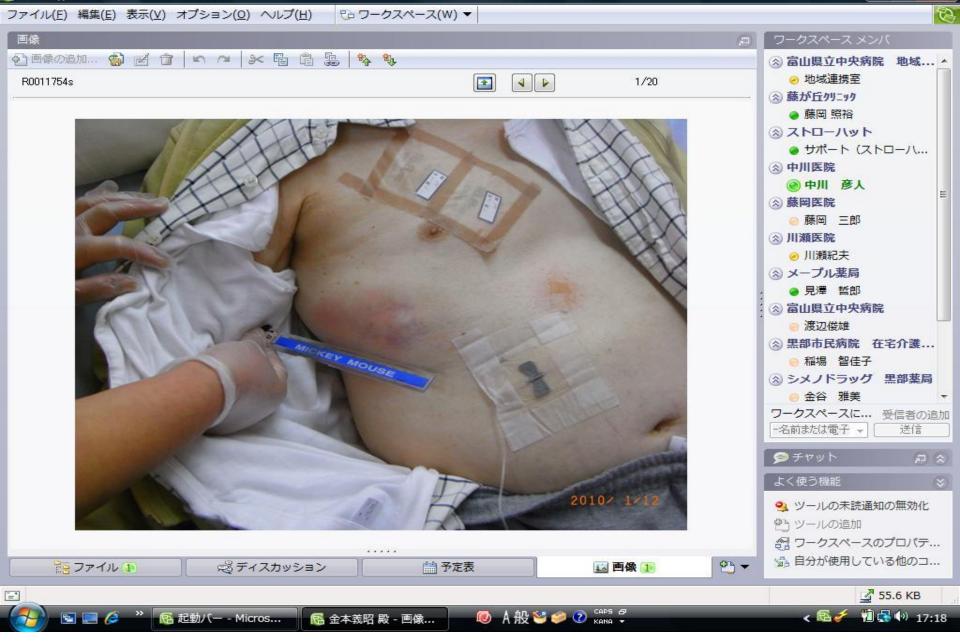


出所:中川彦人



出所:中川彦人





🔁 金本義昭 殿 - 画像 - Microsoft Office Groove

出所:中川彦人

_ 0 X

ICT化のメリット あんしん在宅ネットにいかわ

- 1. 患者さまの情報が迅速にかつ適確に 得られる。
- 2.情報の種類が多く情報量も多い。
- 3.情報がきれいで読みやすい。
- 4. Faxなどの紙媒体に比べ管理しやすい
- 5. 自分が往診や訪問をしていない日で もリアルタイムの情報が得られる
- 6. 連携相手の状況や時間を気にせず情報伝達ができる。
- 7. 稀にしか対応しない副主治医でも適確に情報が得られる。
- 8. 訪問看護や訪問調剤薬局では、訪問前の準備がしやすい。
- 9. ディスカッション機能の利用で、疑問点の解決につながる。
- 10. チーム医療の最大の目的である多職種が同じ目的と意識を持って患者さまに向き合うことができる



あんしん在宅ネットにいかわ 患者さんが亡くなったあとの デスカンファレンスに発展

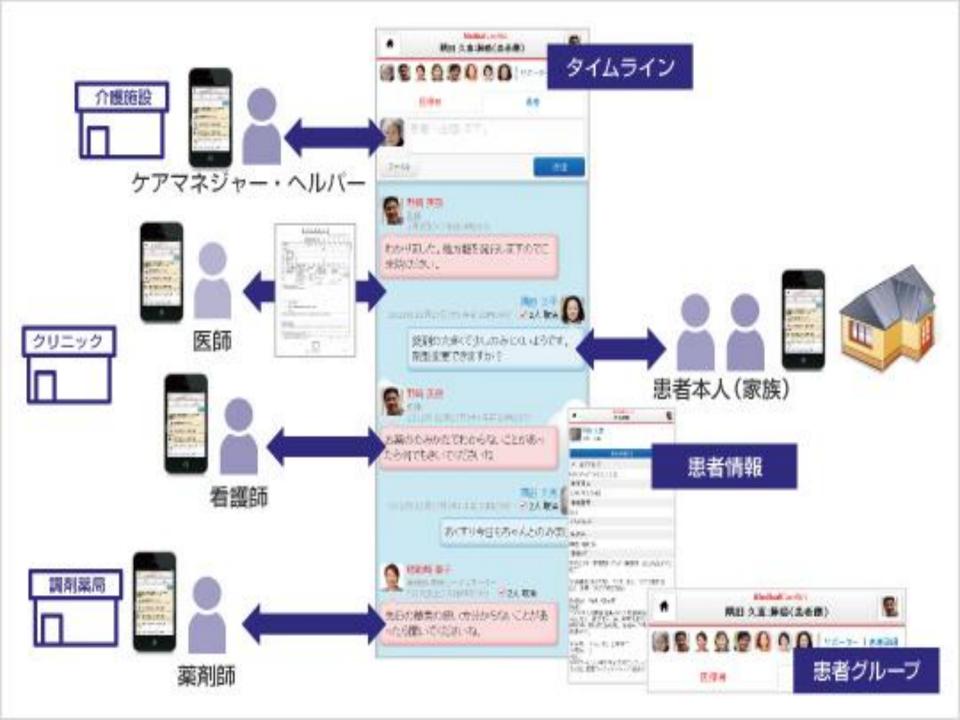
高度にセキュアな SNSを用いた 新たな在宅医療コミュニケーション

メディカルケアステーションの試み

医療・介護関係者向けヘルスケア 専用SNSの提供開始について

~ソフトバンクテレコム、日本エンブレース、JRCエンジニアリングの3社は、 医療・介護関係者と患者・家族をつなぐSNSを提供し、医療・介護現場のIT化を支援~





連携事例

専門職間における連携

45% 9 ... softBank LTE ₹ 45% NO set. SoftBank LTE 10:30

MedicalCareNet

A-E + # E-E

MedicalCareNet

おお → 市 ホーム

小林。學樹子

7円4日(水) 中世11時31日 - 2 5人 取時

薬局小林です。 7/8カンファレンスに参加させて頂きます。 よろしくお願い致します。

東郷清児 IE48

7月2日(水) 平根7月51世

山田さん。

了解いたしました。早めに確認しておきます。

山田 東子

7月2日(火) 平前11時42分 27人 了解!

7/2(火)8:007 グレースケア山田

ご本人よりお話ありました。 『先調から頭と身体がフラフラして安定しない、 左腕の耐力 感が強く、右手首も痛みを感じる』「18:30頃から何も口にしないせいか、朝起床して から目肢のような気持ち悪さがある」との事でした。彼は水分もトイレへ行きたくなるの であまり摂らないようにしているとのお託ありました。

それと、昨日訪看きんも確認されているとの事でしたが、左脚内くるぶし周辺に5cmは どの発疹?内出血?のようなものがありました。痒みはなく、痛みは患部を押すと若干痛 みがあるとの事でした。

以上、ご確認をお願い致します。

東郷 青児

7市2日(火) 牛衛5斯38分

了解しました。調整いたします。

山田 荒子

7月1日(月) 平位7年50分・2 5人 7億!

グレースケア山田です。カンファレンス柳本・山田参加します。

宜しくお願い致します。こ白宅にて開催ですよね?

山本 兇子

7月1日(月) 平限7日539 - 2 5人 7個1

サービス担当者会議を開く予定です。日程は7月8日(月) 18:00~です。お知らせが遅 くなり出席できない方もいらっしゃるとは思いますが、できるだけのご参加をお願いいた します。

今回は、 様のご状態が変化している中で、素早い情報共有と対応が求められることに なっておりどうしていったらよいかということ、またケアの内容について等検討したいと 思っています。

四本 洋美 0000

7月3日日(大) 午班3前24日 - 3人 取消

突然の連絡で言葉もでません。ご冥福をお祈り申し上げます。

1 日澤 原子

7月16日(文) 午曜(2計13計・2 4人 丁解1

突然のことでとても残念です。ご冥福をお祈り申し上げます

現郷 清光

7/F16(9(3K) 9/6(1189405)

先ほど日赤で亡くなられたそうです。

山田 油子

7月35日(月) 今18918722 - 2 3人 **7年**1

7/15(月)8:00~・11:00~グレースケア山田

ご本人より「先週十日は呼吸苦あり酸素吸入をしていた。夜間眠れなく、東鄭先生より処 方して頂き、駅剤を服用して数時間は眠れた。今朝4時頃から、吐き気が続いている。気 持ちが悪い。呼吸が苦しい。」との訴えあり。

ベット上で右側臥位になって口元に駆吐肺様のビニール袋あり。少量の睡液を駆吐した形 跡あり、車椅子へ移乗してテーブルのところへ移動 『吐きたい』との事で、ビニール手 袋をして舌の刺激をしても唾液と鼻水のみ出て来ない。口腔ケア(全介助)、温タオルにて 洗面する。

上記の症状が軽減せず、水分・食物摂取、陽率も困難と判断して9:00に東郷先生へ連絡 症状を報告する。昨日処方した薬 マイスリー(服剤)・オブソ(呼吸苦を抑える薬)とノ バミン(オブソを服用した際に出る劉作用の吐き気止め)

ノバミンを(処方箋では1日朝・夕食後となってるが)食剤で良いので服用する様指示頂

昨日処方した薬を腹用して、通常の薬は脳用出来なければ服用しなくて良いとの指示あり

ノバミンを服用 その後、アイソトニックゼリー100ccと水分100cc摂取 水多めのお粥 +梅干しを茶碗に軽く1杯摂取 食後にオブソを服用する。

吐き気と呼吸苦は続いている。ご本人より繰り返し同様の質問される場面や少し前に行っ た事を忘れてしまっている事がありました。会話は出来る物の呼吸苦が続いているので辛 い様子あり。

全身の脱力が強く、全介助にて移乗等実施。

11:00に入浴介助の予定をベット上にて全身清拭実施 呼吸苦と疲労感強い為、短時間 で実施する。

朝訪問した時よりは吐き気は治まっている様子でしたが、午後の息子様の報告によると継 続されている様です。

面 斑鄉 清楚

家族との連携

set. SoftBank LTE 38% I ... softBank LTE

MedicalCareNet

FIRST . THE FA

MedicalCareNet

PASSELLI PRESIDE - SEA INS



京都 清况:

今回は、睡眠薬の中でも筋弛緩作用の弱いとされていますマイスリー(1数5) mg、2錠まで可)を寝る前と、呼吸が苦しい時に使用する医療麻薬のオブソ! 1包5mg 1時間以上あけて4回まで可)を処方致しました。

掛川さんの現在の状態でしたら、これらの薬による呼吸への影響は、それほど 気にされなくても大丈夫だと思います。

また、オフソ使用に伴う社気予防にノバミンを朝夕で処方致しています。

その後体据はいかがでしょうか?

休み明けに早めにお伺いする予定で考えておりますが、病状がこ心配な時や薬 についてご質問等ございましたら、いつでもご連絡ください。

27(14)(((1) 10)(((1)) - 10)(((1)) 7((((1)))



車綱先生にご連絡をし、急遽、お薬を処方して頂きました。先ほど薬局の方に 自宅まで届けて頂きました。今、母は眠りについています。今夜は、薬を活用 しながら、様子を見たいと思います。

東郷先生、休暇にも関わらず、ご対応頂き、どうもありがとうございました。

William Co. Francisco - 23 A Bill



ALS協会のマニュアルNO5 p10 「杭の上に枕を置き、頭をのせる」に従い対 331

PRINCIPLY WELLINDSHIP - 24A RIN





本日、13:30 の食事時と16時頃に嘔吐するなど、吐き気と息苦しさが続いて います。

15:00にオブソト包とノバミン1錠を服用しました。

体の調子が悪く、体力も低下し、力が抜けてしまっていることから、現在は、 これまでできていたリモコンの操作もままならない状態です。

7年15年1月 李明上的4年 - 一 2人 取時



昨晚 (日曜日) は、2日続けて不配状態が続いていたので、午後5時頃と夏夜中 に1錠ずつマイスリーを限用しました。おかげさまで、合計で6時間ほどは眠っ ておりました。

一方、息苦しさは、本日(月曜日)になっても続いており、吐き気も伴うこと から、朝9:00にオブソとノバミンを1錠ずつ服用し、11:00頃にオブソを服 用し、様子を窺っています。

現在の状態ですが、苦しくて、具合が悪く、食欲もなく、体力がない、などの 体調不良を本人は訴えています。今朝のお風岩はヘルバーさんにベッド上で体 を拭いていただき、洗髪も行っていただきました。

建經 清泉

今回は、糠眠薬の中でも筋弛腫作用の弱いとされていますマイスリー(1錠5) mg、2錠まで可)を寝る前と、呼吸が苦しい時に使用する医療麻薬のオブソ(1包5mg 1時間以上あけて4回まで可)を処方数しました。

掛川さんの現在の状態でしたら、これらの薬による呼吸への影響は、それほど 気にされなくても大丈夫だと思います。

また、オブソ使用に伴う吐気予防にノバミンを耐みで抓方致しています。

その後体調はいかがでしょうか?

休み明けに早めにお伺いする予定で考えておりますが、病状がこ心配な時や薬 についてご質問等ございましたら、いつでもご連絡ください。

THE STATE OF THE PARTY OF THE P



東郷先生にご連絡をし、急速、お薬を処方して頂きました。先ほど薬局の方に 自宅まで届けて頂きました。今、母は眠りについています。今夜は、薬を活用 しながら、様子を見たいと思います。

東郷先生、休暇にも関わらず、ご対応頂き、どうもありがとうございました。

SNSで変化したこと

- 多職種が同じ場で、フラットな立場でデイスカッションが可能 となった
 - ケアマネの9割以上が「医師に相談しにくい」と言う
- 在宅医療の専門職以外の人たちが連携チームに加われるようになった
 - 病院スタッフ、行政、保健所、福祉用具、保険薬局、ボランテイア、友人、家族など
- 招待メンバーは、誰でもいつでも情報共有が可能
- 他のメンバー同士のやりとりが分かるようになった
- 訪問前の状況チェックができるようになった。
- メンバー間の信頼感が増した
- 介護職やケアマネの不安感が減った
- 医療職、介護職のモチベーションが高まった。

SNSが医療・介護を変える!



2025年へのロードマップ

~医療計画と医療連携最前線~

- 武藤正樹著
- 医学通信社
- A5判 220頁、2600円
- 地域包括ケア、医療計画、診療報酬改定と連携、2025年へ向けての医療・介護トピックスetc
- 4月発刊



日野原先生にもお読みいただいています。

まとめと提言

- ・栃木県もこれから人口激減・高齢者激増社会を迎える 著しいのは宇都宮・県南・県北の3医療圏
- ・社会保障と税の一体改革は2025年へ向けての医療と 介護のグランドデザイン
- ・グランドデザインの推進エンジンは医療計画と報酬改定
- ・地域連携にICTを活用しよう

第16回日本医療マネジメント学会学術総会

「楽しく働くために~医療の進むべき姿を求めて~」



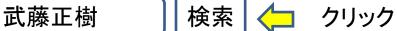
ご清聴ありがとうございました



募集」をして います

国際医療福祉大学クリニックhttp://www.iuhw.ac.jp/clinic/ で月・木外来をしております。患者さんをご紹介ください

本日の講演資料は武藤正樹のウェブサイ トに公開しております。ご覧ください。



ご質問お問い合わせは以下のメールアドレスで

gt2m-mtu@asahi-net.or.jp